

第93回定時株主総会 招集ご通知

領域をこえ 未来へ



■ 日時

2017年6月29日（木曜日）
午前10時

■ 場所

当社本社本館ビル
東京都中央区銀座四丁目7番5号

■ 書面およびインターネット等による議決権 行使期限

2017年6月28日（水曜日）
午後5時30分まで

■ 議案

- 第1号議案 取締役14名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する
対応方針（買収防衛策）継続の件

目次

株主の皆様へ	1
株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
添付書類	
事業報告	3 1
連結計算書類	5 2
計算書類	5 4
監査報告	5 6

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
第93回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
当期の業績は、下記連結業績ハイライトに記載のとおりであり、期末配当は、1株につき5円と決定させていただきました。当中間期の中間配当5円とあわせました年間配当金は前期と同様、1株につき10円となります。

今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待にそえるよう努力してまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2017年6月



代表取締役社長 矢嶋 進

[連結業績ハイライト]

	当期	前期比
売上高	14,399億円	0.4%増
営業利益	705億円	4.3%減
経常利益	512億円	17.9%減
親会社株主に帰属する当期純利益	366億円	139.6%増

株主各位

東京都中央区銀座四丁目7番5号
王子ホールディングス株式会社
代表取締役社長 矢嶋 進

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、29頁から30頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、**2017年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時	2017年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区銀座四丁目7番5号 当社本社本館ビル (末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第93期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第93期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役14名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

4. 議決権の行使 に関する事項

1. 各議案に賛否の表示がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
2. 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
3. 代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面（委任状等）を当社にご提出ください。

以 上

- ~~~~~
1. 下記の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ・ 事業報告における「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」
 - ・ 連結計算書類における「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・ 計算書類における「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」なお、上記ホームページ掲載書類は、監査役および監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主でない代理人および同伴の方等、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意ください申し上げますようお願い申し上げます。
 4. 当日は節電のため、株主総会会場内の空調・照明の調整を行う可能性があります。また、当社の役員および係員の服装につきましては、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
 5. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ホームページにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.ojiholdings.co.jp/>

第1号議案 取締役14名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、下記候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の担当は、48頁に記載のとおりであります。

<ご参考> 当社の取締役の指名方針および社外役員の独立性基準は、インターネットの当社ホームページ「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(<https://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>)に掲載しております。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位
1	進藤 清貴	再任	代表取締役会長 会長グループ経営委員
2	矢嶋 進	再任	代表取締役社長 社長グループ経営委員
3	渡 良司	再任	代表取締役副社長 副社長グループ経営委員
4	渚上 一雄	再任	代表取締役副社長 副社長グループ経営委員
5	青山 秀彦	再任	取締役 専務グループ経営委員
6	小関 良樹	再任	取締役 常務グループ経営委員
7	武田 芳明	新任	常務グループ経営委員
8	藤原 省二	新任	常務グループ経営委員
9	加来 正年	再任	取締役 常務グループ経営委員
10	木坂 隆一	再任	取締役 常務グループ経営委員
11	鎌田 和彦	再任	取締役 常務グループ経営委員
12	磯野 裕之	再任	取締役 常務グループ経営委員
13	奈良 道博	再任 社外取締役 独立役員	取締役
14	寺坂 信昭	再任 社外取締役 独立役員	取締役

候補者番号	氏名(生年月日)	
1	しん どう きよ たか 進藤 清貴 (1952年3月27日生)	所有する当社の株式の数 …… 69,000株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 8年 取締役会出席状況 …… 14回/14回(100%)
 再任	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	1975年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2009年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員	2012年10月 当社代表取締役社長 社長グループ経営委員 2015年1月 当社代表取締役会長 会長グループ経営委員 現在に至る。
取締役候補者とした理由 当社およびグループ会社で、エンジニアリングや海外事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。2012年からは代表取締役社長、2015年からは代表取締役会長として、事業構造転換の完遂やコーポレートガバナンスの強化・経営体制の充実を推進するなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者となりました。		
その他特記事項 ・進藤清貴氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名(生年月日)	
2	や しま すずむ 矢嶋 進 (1951年5月11日生)	所有する当社の株式の数 …… 112,200株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 8年 取締役会出席状況 …… 14回/14回(100%)
 再任	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	1975年4月 旧本州製紙株式会社入社 2006年6月 当社執行役員 2009年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員	2012年10月 当社代表取締役副社長 副社長グループ経営委員 2015年1月 当社代表取締役社長 社長グループ経営委員 現在に至る。
取締役候補者とした理由 当社およびグループ会社で、経営企画や資源環境ビジネス事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。2015年からは代表取締役社長として、経営理念に即し、さらなるグローバル化を目指した経営方針の策定を主導するなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者となりました。		
その他特記事項 ・矢嶋進氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名(生年月日)	
3	渡 良 司 (1953年2月2日生)	所有する当社の株式の数 …… 81,830株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 5年 取締役会出席状況 … 14回/14回(100%)
 再任	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	1975年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2011年4月 当社常務執行役員 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員	2013年6月 当社取締役 専務グループ経営委員 2015年4月 当社代表取締役副社長 副社長グループ経営委員 現在に至る。
重要な兼職の状況 王子産業資材マネジメント株式会社 代表取締役社長 王子ネピア株式会社代表取締役会長 王子コンテナ株式会社取締役 王子マテリア株式会社取締役 森紙業株式会社取締役		
取締役候補者とした理由 当社およびグループ会社で、印刷情報メディア事業や生活産業資材事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は代表取締役副社長、産業資材兼生活消費財カンパニープレジデントとして、グループの総合力を活用した段ボール加工などのパッケージング事業の強化や家庭紙・おむつ事業のブランド強化に努めるなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。		
その他特記事項 ・渡良司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名(生年月日)	
4	瀧上 一 雄 (1951年7月22日生)	所有する当社の株式の数 …… 75,436株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 5年 取締役会出席状況 … 14回/14回(100%)
 再任	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	1974年4月 日本州製紙株式会社入社 2008年4月 当社執行役員 2011年4月 当社常務執行役員 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員	2013年6月 当社取締役 専務グループ経営委員 2015年4月 当社代表取締役副社長 副社長グループ経営委員 現在に至る。
重要な兼職の状況 株式会社王子機能材事業推進センター 代表取締役社長 王子エフテックス株式会社取締役 王子イメージングメディア株式会社取締役		
取締役候補者とした理由 当社およびグループ会社で、印刷情報メディア事業や機能材事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は代表取締役副社長、機能材カンパニープレジデントとして、川上から川下までを一体とする海外機能材事業の強化や既存製品の高度化による新たな事業領域への展開に努めるなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。		
その他特記事項 ・瀧上一雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名(生年月日)	
5	青山 秀彦 (1954年1月23日生)	所有する当社の株式の数 …… 35,596株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 4年 取締役会出席状況 … 14回/14回(100%)
 再任	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	1976年4月 旧神崎製紙株式会社入社 2008年4月 当社執行役員 2012年4月 当社常務執行役員 2012年10月 当社常務グループ経営委員 2013年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 2015年4月 当社取締役 専務グループ経営委員 現在に至る。	
重要な兼職の状況 王子製紙株式会社代表取締役社長		
取締役候補者とした理由 当社およびグループ会社で、印刷情報メディア事業や物流部門などの分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長として、最適生産体制の再構築やさらなるコストダウン、キャッシュ・フローの増大に努めるなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
その他特記事項 ・青山秀彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名(生年月日)	
6	小関 良樹 (1954年8月8日生)	所有する当社の株式の数 …… 30,000株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 5年 取締役会出席状況 … 14回/14回(100%)
 再任	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	1977年4月 旧本州製紙株式会社入社 2010年4月 当社執行役員 2012年4月 当社常務執行役員 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員 現在に至る。	
重要な兼職の状況 王子産業資材マネジメント株式会社取締役副社長 王子マテリア株式会社代表取締役社長 王子コンテナ株式会社取締役 森紙業株式会社取締役		
取締役候補者とした理由 当社およびグループ会社で、エンジニアリングや生活産業資材事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子マテリア株式会社代表取締役社長として、素材・加工一体型ビジネスモデルを追求し、トータルパッケージング事業の推進・拡大に努めるなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
その他特記事項 ・小関良樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名(生年月日)	
7	武田 芳明 (1954年3月29日生)	所有する当社の株式の数 …… 9,181株
 新任	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	1977年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 2012年10月 当社グループ経営委員 2013年6月 当社常務グループ経営委員 現在に至る。	
重要な兼職の状況		
王子マネジメントオフィス株式会社 代表取締役社長 江蘇王子製紙有限公司董事		
取締役候補者とした理由		
当社およびグループ会社で、財務経理部門や印刷情報メディア事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。現在はコーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長として、当社グループのガバナンスや財務基盤の強化、ダイバーシティの推進に努めるなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、新たに取締役候補者いたしました。		
その他特記事項		
・武田芳明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名(生年月日)	
8	藤原 省二 (1954年3月24日生)	所有する当社の株式の数 …… 13,272株
 新任	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	1976年4月 当社入社 2010年4月 当社執行役員 2012年10月 王子グリーンリソース株式会社 代表取締役社長 2013年6月 当社グループ経営委員 2016年4月 当社常務グループ経営委員 現在に至る。	
重要な兼職の状況		
株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役 王子エフテックス株式会社代表取締役社長		
取締役候補者とした理由		
当社およびグループ会社で、エンジニアリングや資源環境ビジネス事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は機能材カンパニーバイスプレジデント、王子エフテックス株式会社代表取締役社長として高機能フィルム等、高機能・高付加価値製品の継続的開発・事業化に努めるなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、新たに取締役候補者いたしました。		
その他特記事項		
・藤原省二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名(生年月日)	
11	鎌田 和彦 (1960年2月7日生)	所有する当社の株式の数 …… 12,000株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 2年 取締役会出席状況 …… 14回/14回(100%)
 再任	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	2013年5月 王子マネジメントオフィス株式会社 取締役 2013年6月 王子木材緑化株式会社経営戦略室 長兼国際部主席調査役 2014年4月 同社代表取締役社長	2015年1月 当社グループ経営委員 2015年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 現在に至る。
重要な兼職の状況 王子グリーンリソース株式会社取締役 Pan Pac Forest Products Ltd.取締役会長 王子木材緑化株式会社取締役		
取締役候補者とした理由 総合商社や当社およびグループ会社で、海外事業や資源環境ビジネス事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は資源環境ビジネスカンパニープレジデントとして、新規事業である溶解パルプの開発・販売やバイオマス発電などのエネルギー事業の拡大に努めるなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
その他特記事項 ・鎌田和彦氏は、O&Cファイバートレーディング株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と資金の貸付などの取引関係があります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	
12	磯野 裕之 (1960年5月20日生)	所有する当社の株式の数 …… 19,472株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 2年 取締役会出席状況 …… 14回/14回(100%)
 再任	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	1984年4月 当社入社 2009年9月 当社経営企画本部海外事業企画部 長兼中国事業本部長 2012年10月 王子マネジメントオフィス株式会社 取締役	2014年4月 当社グループ経営委員 2015年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 現在に至る。
重要な兼職の状況 王子オセアニアマネジメント株式会社 代表取締役会長 Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.取締役会長		
取締役候補者とした理由 当社およびグループ会社で、海外事業や経営企画などの分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は王子オセアニアマネジメント株式会社代表取締役会長、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd. 取締役会長として、オセアニア地域を中心に海外事業の強化に努めるなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者となりました。		
その他特記事項 ・磯野裕之氏は、Oji Oceania Management (NZ) Ltd.の取締役会長であり、当社は同社と資金の貸付の取引関係があります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	所有する当社の株式の数 …………… 0株 取締役在任年数(本総会終結時) …………… 3年 取締役会出席状況 …… 13回/14回(92.9%)				
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">13</p>  <div style="background-color: #00a08a; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">再任</div> <div style="background-color: #ffa500; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">社外取締役</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">独立役員</div>	<p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold; text-align: center;">奈良道博 (1946年5月17日生)</p> <p style="text-align: center;">略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>1974年4月 弁護士登録 2014年6月 当社取締役 現在に至る。</p> <p>重要な兼職の状況</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">弁護士</td> <td style="width: 50%;">蝶理株式会社社外取締役</td> </tr> <tr> <td>セイコーエプソン株式会社社外取締役</td> <td>日本特殊塗料株式会社社外取締役</td> </tr> </table> <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>弁護士として、豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。当社の経営に対して、経営と独立した立場で、ご意見を表明していただくことができると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけのものと判断いたしました。</p> <p>その他特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良道博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 ・奈良道博氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。 ・当社は、奈良道博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。 ・当社は、奈良道博氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が選任された場合、当該契約の継続を予定しております。 ・奈良道博氏が日本特殊塗料株式会社において社外取締役として在任中の2015年8月、同社元従業員による会社資金の不正取得事案が発生しました。同氏はこの事実を認識しておりませんが、日ごろから内部統制の強化に関し提言を行い、発覚後も法令遵守の徹底および管理体制の強化等再発防止にかかる提言を行っております。 	弁護士	蝶理株式会社社外取締役	セイコーエプソン株式会社社外取締役	日本特殊塗料株式会社社外取締役	
弁護士	蝶理株式会社社外取締役					
セイコーエプソン株式会社社外取締役	日本特殊塗料株式会社社外取締役					

候補者番号 14	氏名(生年月日) てら さか のぶ あき 寺坂 信昭 (1953年4月9日生)	所有する当社の株式の数 …………… 0株 取締役在任年数(本総会終結時) …………… 2年 取締役会出席状況 … 14回/14回(100%)
 <div data-bbox="143 535 356 636" style="background-color: #008080; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 再任 社外取締役 独立役員 </div>	<div data-bbox="368 299 1380 329" style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px;"> 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 </div> <p data-bbox="397 337 1158 409"> 1976年4月 通商産業省入省 2009年7月 原子力安全・保安院院長 2011年8月 退官 2015年6月 当社取締役 現在に至る。 </p> <p data-bbox="397 417 677 439"> 社外取締役候補者とした理由 </p> <p data-bbox="397 443 1369 511"> 行政官として、特に資源・エネルギー分野や貿易・通商といった分野を中心に、豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。当社の経営に対して、経営と独立した立場で、ご意見を表明していただくことができると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。 </p> <p data-bbox="397 518 548 541"> その他特記事項 </p> <ul data-bbox="397 544 1369 712" style="list-style-type: none"> ・寺坂信昭氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 ・寺坂信昭氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。 ・当社は、寺坂信昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。 ・当社は、寺坂信昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が選任された場合、当該契約の継続を予定しております。 	

第2号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、緒方元一、福井聡および桂誠の3氏の任期が満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

<ご参考> 当社の監査役の指名方針および社外役員の独立性基準は、インターネットの当社ホームページ「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(<https://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>)に掲載しております。

候補者番号	氏名(生年月日)	
1	緒方元一 (1950年11月3日生)	所有する当社の株式の数 …… 9,198株 監査役在任年数(本総会終結時) …… 4年 取締役会出席状況 …… 14回/14回(100%) 監査役会出席状況 …… 14回/14回(100%)
略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況		
	1975年4月 当社入社	2013年6月 当社監査役
	2010年4月 当社参与 2012年10月 新タック化成株式会社常務取締役 管理本部長	現在に至る。
重要な兼職の状況		
王子コンテナ株式会社監査役		王子不動産株式会社監査役
王子パッケージング株式会社監査役		王子マテリア株式会社監査役
王子製袋株式会社監査役		王子製紙株式会社監査役
王子エンジニアリング株式会社監査役		森紙業株式会社監査役
監査役候補者とした理由		
当社およびグループ会社で、財務経理部門や財務経理担当取締役を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。この知見も踏まえ、現在は監査役として、独立した客観的な立場から、取締役の職務執行に対する適切な監査を実施しております。これらのことから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、引き続き監査役候補者といたしました。		
その他特記事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・緒方元一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 ・当社は、緒方元一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が選任された場合、当該契約の継続を予定しております。 		
再任		

第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件

当社は、2014年6月27日開催の定時株主総会の決議による承認を得て、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続しております。

本方針の有効期間が本総会の終結の時をもって満了を迎えるに当たり、当社は、本方針継続後の情勢等を踏まえ更なる検討を加えた結果、2017年5月12日開催の当社取締役会において、本方針をその内容の一部を修正したうえで継続することについて本総会に提案することを決議いたしました。

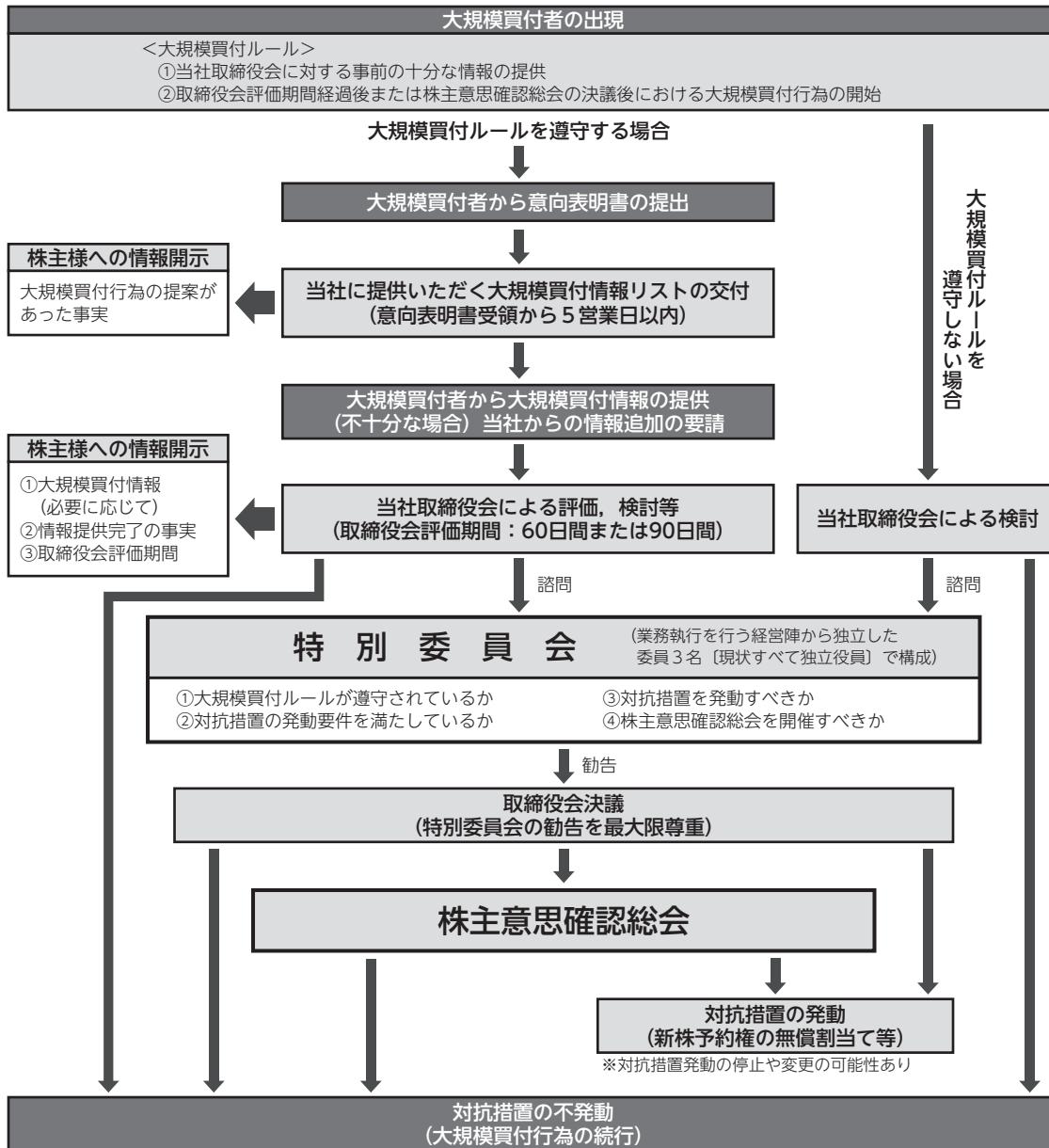
本総会において本方針の継続について出席株主（書面もしくはインターネット等により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様の議決権の過半数の賛同を得られた場合には、本総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで本方針を継続することといたしたく、本方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の提案理由は下記1. 記載のとおり、修正後の本方針の内容は下記2. 記載のとおりですが、主な修正点および修正後の本方針の概念図については以下をご参照ください。

【主な修正点】

① 対抗措置発動要件の限定	<ul style="list-style-type: none"> 対抗措置の発動要件をこれまで以上に限定するとともに、より一層、恣意的な判断が入り込む余地を排除するよう、文言の整理を行いました（2. (3) (b) の(i) (ii) (iii) ご参照）。
② 株主意思確認総会の創設・手続の整備	<ul style="list-style-type: none"> 対抗措置を発動するか否かにつき、株主の意思を確認する制度（株主意思確認総会）を創設いたしました（2. (3) (e) ご参照）。 株主意思確認総会の開催もしくは不開催については必ず特別委員会に諮問され、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重しなければならないこととしました（2. (3) (d) ご参照）。 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、かつ、大規模買付行為が2. (3) (b) の(iii)の類型に該当することのみを理由として対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会の開催が著しく困難な場合を除き、必ず株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動するか否かについての株主意思の確認を行うこととしました（2. (3) (e) ご参照）。

【修正後の本方針の概念図】



1. 提案の理由

当社グループは、「革新的価値の創造」、「未来と世界への貢献」、「環境・社会との共生」という経営理念の下、「海外事業の拡大」、「国内事業の集中・進化」、「財務基盤の強化」の着実な実行を通じて、「領域をこえ未来へ」向かって、企業価値の向上に取り組んでおります。

また、民間企業で国内最大の森林保有者である当社グループは、環境経営の推進を掲げ、環境と調和した企業活動を展開しております。持続可能な森林経営を行い、中長期的に森林の公益的価値の維持・向上を図ることは、当社グループの社会的責任の一つであると考えております。

こうしたなか、わが国法制度の整備や経営環境の変化等を背景に、今後当社の支配権取得を目的とした大規模買付行為が行われることが予想されます。

当社取締役会は、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買収提案等に基づくものであれば、これを否定するものではありません。株主の皆様が適切な判断を行うため、当該買収者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることを前提に、かかる提案等については、最終的には株主の皆様へ、買付けに応募するかどうかを通じご判断いただくべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社の経営に影響を及ぼす大規模買付行為については、一定のルールに従ってその当否が判断されるべきであると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方を引き続き維持し、大規模買付行為についての情報の収集、検討期間の確保および代替案提示の機会の確保等を目的とする本方針をその内容の一部を修正したうえで継続することについて本総会に提案することを決定いたしました。

2. 本方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

当社株主全体の利益のため、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われるものとします。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後（株主意思確認総会（後記（3）（e）に定義します。以下同じ。）が開催される場合には、当該株主意思確認総会が終了した後）に大規模買付行為を開始する、というものです。

なお、大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）をいい、大規模買付者とはかかる買付行為を行う者をいいます。

注1：特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

(2) 大規模買付ルールの内容

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会が終了した後）にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記(3)(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります(ただし、株主意思確認総会が開催された場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従った決定を行うものとします。)。対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要する客観的な蓋然性のある買収行為を行う場合

(iii) 次の①から③までに該当する事由のいずれかが存在し、それにより、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損または当社の株主に著しい不利益を生じさせる客観的な蓋然性がある場合

- ① 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適当であること
- ② 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等について環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じる客観的な蓋然性があること
- ③ 大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされない客観的な蓋然性があること

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i) 大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii) 対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります（ただし、株主意思確認総会が開催されて、対抗措置の発動の停止についても決議がなされている場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従った決定を行うものとします。）。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるべきか否か、その判断にあたり株主意思確認総会を開催するか否か、および発動を停止するべきか否かの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催もしくは不開催または発動の停止を決定するときは、必ず特別委員会に対して諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否か、その判断にあたり株主意思確認総会を開催するか否か、および発動の停止を行うか否かの判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。特別委員会規程の概要は、別紙3のとおりです。

(e) 株主意思の確認手続き

当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かの判断にあたり、株主意思の確認手続きを経るべきであると判断した場合、当社取締役会は、株主の意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催することがあり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、かつ、大規模買付行為が上記(b) (iii)の類型に該当することのみを理由として対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会の開催が著しく困難な場合を除き、必ず株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動するか否かについての株主意思の確認を行います。また、株主意思確認総会の開催にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないようにするため、当社株主に対し、当該株主意思確認総会における議決権行使に関する勧誘を行うことがあります。株主意思確認総会の招集手続きおよび議決権行使方法は、法令および当社定款に基づく定時株主総会または臨時株主総会の招集手続きおよび議決権行使方法に準ずるものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かに関する株主意思確認総会の決議に従うものとします。

(4) 大規模買付ルールの有効期限

本総会において本方針の継続について出席株主（書面もしくはインターネット等により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様の議決権の過半数のご賛同が得られた場合は、本方針の有効期間は、本総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

3. 補足説明

(1) 特別委員会の委員

本方針の継続を本総会でご承認いただいた場合には、奈良道博、寺坂信昭および北田幹直の3氏が特別委員会の委員を務める予定です。3氏の略歴は、別紙4のとおりです。

(2) 株主・投資家に与える影響等

本方針に基づく対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記2. (3) (c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

(3) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(別紙1)

大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
 - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
 - ② 大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
 - ③ 株主意思確認総会の開催の要否
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名および略歴

奈良 道博 (なら みちひろ)

略歴

1946年5月17日生まれ
1974年4月 弁護士登録
2014年6月 当社取締役
現在に至る。

※奈良道博氏は、第1号議案をご承認いただいた場合に、社外取締役に就任する予定です。

寺坂 信昭 (てらさか のぶあき)

略歴

1953年4月9日生まれ
1976年4月 通商産業省入省
2009年7月 原子力安全・保安院院長
2011年8月 退官
2015年6月 当社取締役
現在に至る。

※寺坂信昭氏は、第1号議案をご承認いただいた場合に、社外取締役に就任する予定です。

北田 幹直 (きただ みきなお)

略歴

1952年1月29日生まれ
1976年4月 検事任官
2012年1月 大阪高等検察庁検事長
2014年1月 退官
2014年3月 弁護士登録
2014年6月 当社監査役
現在に至る。

※北田幹直氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権行使方法

株主総会にご出席いただける方



株主総会当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▷ 株主総会日時：2017年6月29日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない方



1 書面にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご投函ください。

※各議案に賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

▷ 行使期限：2017年6月28日（水曜日）午後5時30分到着分まで



2 インターネットにて議決権を行使いただく場合

30頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、パソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を以下の行使期限までにご入力ください。

▷ 行使期限：2017年6月28日（水曜日）午後5時30分入力分まで

機関投資家の皆様へ

議決権の行使方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

●インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

1. インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
なお、携帯電話専用サイトは、開設しておりませんので、ご了承ください。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

●パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。なお、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
2. パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
3. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。

パソコンの操作方法等に関するお問合せ先

本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

ご登録住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター 0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国では、雇用情勢の改善を背景とした好調な個人消費等を受けて、景気は着実に回復しました。また、中国でも実質GDP成長率の伸びは鈍化したものの政策効果によって景気が持ち直しに転じる等、世界景気は総じて堅調でした。国内経済は、雇用情勢の改善が続く中で個人消費が底堅く推移したほか、外需の寄与により、景気は緩やかに回復しました。

このような状況の中、当期の業績は、売上高は前期比0.4%増収の1,439,855百万円であったものの、営業利益は、パルプ市況軟化等の影響もあり、前期比4.3%減益の70,508百万円となりました。また、経常利益は、為替差損が増加したこともあり、前期比17.9%減益の51,190百万円となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失が減少したこともあり、前期比139.6%増益の36,562百万円となりました。

各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区分	売上高	営業利益
生活産業資材	620,281 百万円 (前期比 2.7%増)	18,830 百万円 (前期比 0.3%増)
機能材	217,595 百万円 (前期比 3.1%増)	17,548 百万円 (前期比 47.3%増)
資源環境ビジネス	270,335 百万円 (前期比 1.0%増)	19,390 百万円 (前期比 38.5%減)
印刷情報メディア	296,135 百万円 (前期比 4.3%減)	5,527 百万円 (前期比 145.3%増)
その他	269,693 百万円 (前期比 1.1%増)	8,900 百万円 (前期比 0.5%増)
計	1,674,041 百万円 (前期比 0.9%増)	70,196 百万円 (前期比 4.2%減)
調整額	△234,186 百万円 (－)	311 百万円 (－)
合計	1,439,855 百万円 (前期比 0.4%増)	70,508 百万円 (前期比 4.3%減)

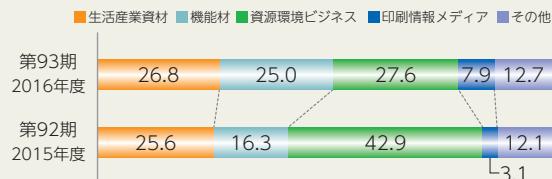
- (注) 1. 調整額は、主として内部取引に関わる調整額です。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

<ご参考>

事業部門別売上高構成比 (単位: %)



事業部門別営業利益構成比 (単位: %)



(注) 事業部門別の売上高および営業利益構成比 (%) は、調整額 (内部取引に関わる調整額等) を除いて計算しております。

生活産業資材

売上高 620,281百万円
(前期比 2.7%増)

営業利益 18,830百万円
(前期比 0.3%増)

主要な事業

段ボール原紙・加工、白板紙・包装用紙、紙器・製袋、家庭紙、紙おむつ

国内事業では、段ボール原紙は堅調に推移し、販売量が前年に対し増加しました。段ボールの販売量はほぼ前年並みでした。白板紙・包装用紙は、輸出向けを中心に堅調に推移し、販売量が前年に対し増加しました。家庭用紙は、ティッシュペーパー、トイレットロールともに販売量が増加しました。紙おむつは、子供用は販売量がほぼ前年並みでした。大人用は前年に対し増加しました。

海外事業では、東南アジアにおいて、段ボール原紙の販売が堅調に推移し、段ボールの販売も飲料・加工食品関連を中心に堅調に推移しました。紙おむつは、東南アジアにおける現地生産・販売の本格化、中国における現地販売組織立ち上げによる本格市場参入等により、販売量が前年に対し増加しました。



生活産業資材製品群

機能材

売上高 217,595百万円
(前期比 3.1%増)

営業利益 17,548百万円
(前期比 47.3%増)

主要な事業

特殊紙、感熱紙、粘着、フィルム

国内事業では、特殊紙の国内販売は、新製品開発・新規顧客開拓に注力し拡販を進めてきたこと等により、前年に対し販売量が増加しました。輸出版売は、新規受注等により前年に対し販売量が増加しました。感熱紙の国内販売は、堅調に推移しました。

海外事業では、感熱紙の販売量が、北米で減少、南米・アジアで増加し、全体では増加しました。



機能材製品群

資源環境ビジネス

売上高 270,335百万円
(前期比 1.0%増)

営業利益 19,390百万円
(前期比 38.5%減)

主要な事業 | パルプ、エネルギー、木材

国内事業では、パルプ事業は、溶解パルプが輸出向けを中心に販売好調であり、販売量が前年に対し増加しました。エネルギー事業は、2016年1月の北海道江別市におけるバイオマスボイラの営業運転開始が寄与し、売電量が増加しました。

海外事業では、パルプ事業は、Celulose Nipo-Brasileira S.A. および江蘇王子製紙有限公司の拡販等により、前年に対し販売量は増加しましたが、売上高は市況軟化および外貨建て売上高の円換算額が円高により減少した結果、減少しました。木材事業は、Pan Pac Forest Products Ltd.の拡販により、販売量が前年に対し増加しました。



Pan Pacオタゴ製材所
全景



バイオマス発電プラント
完成予想図 (八戸)

印刷情報メディア

売上高 296,135百万円
(前期比 4.3%減)

営業利益 5,527百万円
(前期比 145.3%増)

主要な事業 | 新聞用紙、印刷・出版・情報用紙

国内事業では、新聞用紙は、発行部数減の影響等により、販売量が前年に対し減少しました。印刷・情報用紙は、販売量はほぼ前年並みでしたが、売上高は市況軟化の影響等により、前年に対し減少しました。

海外事業では、江蘇王子製紙有限公司が順調に印刷用紙の販売を伸ばし、販売量が前年に対し増加しました。



印刷情報メディア製品群

その他

売上高 269,693百万円
(前期比 1.1%増)

営業利益 8,900百万円
(前期比 0.5%増)

主要な事業 | 不動産、エンジニアリング、商事、物流 他

その他につきましては、エンジニアリング事業の増収により増収となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は57,858百万円で、前期に比し471百万円増加しました。

当社グループにおいては、事業構造転換に必要な分野への投資、品質改善、省力化、生産性向上、安全および環境のための工事を継続的に行っております。

主な設備投資は次のとおりです。

① 当期中に完成した主要な工事

会社名	工事の内容
王子ネピア株式会社	紙おむつ製造設備設置工事（名古屋工場）
王子エフテックス株式会社	水力発電所更新工事（東海工場富士宮製造所）
Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.	製袋設備増設工事（ニュージーランド）
Oji Asia Household Product Sdn. Bhd.	紙おむつ新工場設置工事（マレーシア）

② 当期継続中の主要な工事

会社名	工事の内容
Oji Fibre Solutions (QLD) Pty. Ltd.	段ボール新工場設置工事（豪州）
Pan Pac Forest Products (Otago) Ltd.	製材設備設置工事（ニュージーランド）
Celulose Nipo-Brasileira S.A.	原木加工設備集約化工事（ブラジル）
Celulose Nipo-Brasileira S.A.	パルプ製造設備更新工事（ブラジル）
江蘇王子製紙有限公司	パルプマシン設置工事（中国）

<ご参考>

設備投資額の推移

（単位：億円）



減価償却費の推移

（単位：億円）



(3) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第89期 2012年度	第90期 2013年度	第91期 2014年度	第92期 2015年度	第93期 2016年度
売上高 (百万円)	1,241,471	1,332,510	1,347,281	1,433,595	1,439,855
営業利益 (百万円)	52,383	62,023	46,694	73,685	70,508
経常利益 (百万円)	54,565	70,358	52,970	62,362	51,190
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	25,600	33,801	17,344	15,257	36,562
1株当たり当期純利益 (円)	25.93	34.22	17.55	15.44	36.99
総資産 (百万円)	1,831,251	1,915,676	2,164,091	1,934,921	1,918,128
純資産 (百万円)	579,128	670,356	801,372	730,915	774,747
1株当たり純資産 (円)	511.95	581.69	666.40	600.34	644.62

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で除して算出しております。なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。
 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数で除して算出しております。なお、期末発行済株式数については自己株式数を控除しております。
 3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

<ご参考>

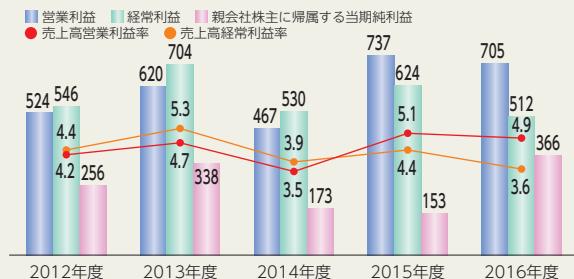
売上高・海外売上高比率

(単位：億円・%)



営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益・売上高営業利益率・売上高経常利益率

(単位：億円・%)



総資産・自己資本・有利子負債・自己資本比率

(単位：億円・%)



1株当たり純資産・1株当たり当期純利益・ROE

(単位：円・%)



(4) 企業集団の対処すべき課題

企業集団の経営戦略

当社グループは、「革新的価値の創造」、「未来と世界への貢献」、「環境・社会との共生」を経営理念とし、「領域をこえ 未来へ」向かって、中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

この経営理念の下、「海外事業の拡大」、「国内事業の集中・進化」、「財務基盤の強化」をグループ経営戦略の基本方針に据え、下記の経営目標を掲げております。

2018年度経営目標	
連結営業利益	有利子負債残高
1,000億円	7,000億円

これを実現するため、具体的には以下の取り組みを行っております。

(a)生活産業資材

- ・産業資材（段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業）

海外では、東南アジア・インド・オセアニアを中心に事業拡大を進めております。2016年9月にはマレーシアの段ボール製造販売会社であるDazun Paper Industrial Company Sdn. Bhd.の買収を完了しました。また、ミャンマーで2番目となる工場では段ボール、軟包装および紙コップ事業の準備を進めており、2017年中に営業運転を開始する予定です。オーストラリアにおいても、2017年10月の営業運転開始に向けて、段ボール工場の新設を進めております。今後も東南アジア等を中心に拠点を拡大していくとともに、東南アジア・インド・オセアニア地域全体の連携を深めて製造・販売ネットワークを活性化し、収益力を強化してまいります。

国内では、素材・加工一体型ビジネスをさらに推進するとともに、M&Aによる段ボール加工の事業拡大、生産性向上・競争力強化施策による全事業分野の基盤強化を推し進め、No.1総合パッケージングメーカーを目指してまいります。

また、中越パルプ工業株式会社との資本・業務提携施策として推し進めてきた製袋事業の協業に関して、2016年5月に中間持株会社であるO&Cペーパーバッグホールディングス株式会社を設立しました。生産体制の合理化等によって国内の事業基盤を盤石なものとしたうえで、海外において両社の既存拠点を基点として事業拡大を積極的に進め、製袋事業を成長させてまいります。さらに、安定した需要が期待できる高級白板紙の生産合弁会社として設立したO&Cアイボリーボード株式会社では、2017年8月の営業生産開始に向けて準備を鋭意進めております。

- ・生活消費財（家庭紙事業、紙おむつ事業）

家庭紙事業では、森林認証を取得した環境配慮型商品や「鼻セレブ」に代表される高品質商品をはじめとした商品展開により、一層の「ネピア」ブランドの価値向上を目指してまいります。また、三菱製紙株式会社と合併でエム・ピー・エム・王子ホームプロダクツ株式会社を設立し、三菱製紙八戸工場構内で家庭紙の製造事業を行うことについて、2017年4月に合意しました。東北地区で初めてとなる家庭紙事業の拠点獲得による物流コスト削減等を通じた

家庭紙事業の競争力強化を進めるとともに、今後も安定した需要が期待される家庭紙事業の拡大を進めてまいります。紙おむつ事業の子供用分野では、国内外の統一ブランドとして展開する「Genki! (ゲンキ!)」に加え、「Whito (ホワイト)」を新たに発売しました。「Whito」は、テープ型からパンツ型まで揃えた、王子史上最高品質のブランドです。紙おむつ吸収体の表面にプレスした溝が、「吸収性」、「通気性」、「フィット性」の3性能を飛躍的に向上させる独自技術で、業界初となる「3時間用(こまめにおむつを替える時の短時間用)」と「12時間用(お出かけ時や睡眠時などの長時間用)」を開発し、用途によって使い分ける新習慣を提案します。2017年2月にベビー専門店のアカチャンホンポで先行販売を開始したところ、早くもリピート購入いただくなど販売は順調に伸長しております。今秋には全国一斉に展開し、品質志向の高い顧客をターゲットに高価格市場を開拓してまいります。また、国内では2016年にはテープ型、パンツ型ともに加工機を増設することで供給能力も拡大しました。中国をはじめとする海外への日本からの輸出も一層の強化を図ってまいります。海外ではマレーシア2拠点での製造販売、インドネシアの合弁会社における販売を実施しており、インドネシアでの製造開始も予定しております。大人用の「ネピアテンドー」においても、介護現場が抱える課題を解決する商品の開発を続けてまいります。

(b)機能材(特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業)

東南アジアでの機能材事業は、感熱紙・粘着紙などの川上事業を中心に展開してまいりましたが、2016年5月にマレーシアで印刷・加工製品を製造販売するHyper-Region Labels Sdn.Bhd.およびその関連会社の株式の60%を取得し、川中・川下事業にも参入しました。さらに、マレーシアで感熱紙・ノーカーボン紙等の製造販売を行うTele Paper (M) Sdn.Bhd.の株式取得も進めております。これらの拠点を基点として川中・川下事業を拡大していくことにより、エンドユーザーのニーズを適時適確に把握し、川上・川中・川下事業が一体となって新規事業開拓や新製品開発を強化してまいります。ミャンマーではウイスキーラベルへの展開や食品・飲料および生活消費財メーカー向けフィルム等の軟包装事業の準備を進めており、2017年中に営業生産を開始する予定です。また、ブラジルでは南米での感熱紙の旺盛な需要に対応するため、Oji Papéis Especiais Ltda.における約10%の生産能力増強を進めております。今後も、さらなる海外事業の拡大に取り組んでまいります。

国内については、生産体制再構築を進めて競争力を高めるとともに、光拡散部材や熱可塑性複合繊維等の脱「紙」製品の開発、EV・HEV用コンデンサフィルムや光学機能性フィルム等の新たな付加価値の創造に基づく既存製品の高度化により、新たな事業領域への展開を進めてまいります。

(c)資源環境ビジネス(パルプ事業、エネルギー事業、木材事業)

パルプ事業では、パルプ市況の変動に耐え得る事業基盤を構築するため、主要拠点にて戦略的収益対策を実施しております。2014年に買収したニュージーランドのOji Fibre Solutions (NZ) Ltd.では、当社グループのノウハウや操業管理手法等を導入・活用し、操業の安定化および効率化対策に取り組み、ブラジルのCelulose Nipo-Brasileira S.A.では製造設備の最新鋭化等による継続的な収益対策を進めております。また、江蘇王子製紙有限公司では2017年末稼働予定のドライパルプマシン増設を進めております。その他、2014年に稼働した溶解パルプ製造設備ではレーヨン用途向け製品の生産に加えて、食料添加剤・医療品材料等の高付加価値品の開発も鋭意進めております。

新規ビジネスについても展開を加速させております。電力事業については、2015年度までに3基のバイオマス発電設備を稼働させ、水力発電設備の更新工事、電力小売り事業等を行っております。水力発電については、更新を計画した15カ所のうち、これまでに10カ所で工事が完了しました。また、三菱製紙株式会社と共同で、同社八戸工場構内に設備を設置し、2019年にバイオマス発電事業を開始する予定です。電力事業の拡大とともに、未利用の国内木材資源を活用した燃料用チップの生産設備の増強やインドネシアでのパーム椰子殻の調達拡大を進めるなど、エネルギー事業向け燃料事業の拡大も進めてまいります。

木材事業では、近年、インドネシア・ミャンマーで木材加工工場を稼働させ、ニュージーランドでも製材工場のリニューアルを行うなどアジア・オセアニア地域を中心に生産能力の増強に取り組んでおります。

また、中国・インドネシア・ベトナムの販売会社を通じてパルプ、燃料、木材加工事業等の幅広い分野で商社機能の強化を推し進めております。

(d)印刷情報メディア（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

事業環境を見極めつつ、適宜、生産体制再構築を実施しており、王子製紙株式会社では2016年の富岡工場7号抄紙機の停止に続き、2017年にも春日井工場4号抄紙機を停止します。需要に即した最適生産体制の構築等を通じてコスト構造を継続的に見直し、国際競争力の強化を進めるとともにキャッシュ・フローの増大を図ってまいります。

また、江蘇王子製紙有限公司では、中国では数少ない紙パルプ一貫生産体制の強みを最大限に生かしコストダウンを進めた結果、紙事業は2016年度通期で営業利益黒字化を達成しました。また、2016年度下期においては紙事業とパルプ事業を合わせた同社全体でも営業利益の黒字化を達成しております。2017年末稼働予定のドライパルプマシンの増設を進めるパルプ事業との両輪でさらなる競争力強化を図り、紙事業・パルプ事業ともに営業利益の黒字安定化を目指してまいります。

(e)研究開発の強化

次世代素材として幅広い産業に应用が期待されているセルロースナノファイバー（CNF）をはじめとして、水処理技術等、グループ内の関連部門と連携を密にとりながらイノベーション推進本部を中心に機動的かつ効率的な研究開発活動を実施し、革新的価値創造に取り組んでおります。特にCNFについて、2016年12月に当社独自技術であるリン酸エステル化CNFスラリーの製造実証プラントが稼働し、さらに、当社しか実現していない透明連続シート生産の設備を2017年度後半に世界に先駆けて導入します。これらの設備導入により、製造エネルギー低減効果の検証や量産技術の確立に取り組むとともに、実用化段階のユーザーに対するサンプル提供規模を拡大し、2017年5月に提供を開始したCNF増粘剤「アウロ・ヴィスコ」をはじめ、CNF透明シート「アウロ・ヴェール」、自由に成形加工可能なCNF透明シート「アウロ・ヴェール3D」など新たな可能性を創造し、幅広い用途へ応用展開していくことでCNFの市場活性化に貢献してまいります。

また、薬用植物「甘草（かんぞう）」の栽培研究によって、第17改正日本薬局方に定める薬効成分含量を満たす短期栽培技術を日本で初めて開発しました。この当社栽培の「甘草」は株式会社アルビオンの化粧品原料として実用化される見通しがついております。今後、漢方薬等の医薬品原料としての販売を目指すとともに、医薬部外品や甘味料等の原料化も視野に、新規ビジネスの柱の一つとして注力してまいります。



自由に成形加工可能なCNF透明シート
「アウロ・ヴェール3D」



当社農場（北海道）の甘草



当社農場で収穫した甘草の根

（f）環境経営

民間企業で国内最大の森林保有者である当社グループは、環境経営の推進を掲げ、環境と調和した企業活動を展開しております。持続可能な森林経営を推進すると同時に、環境負荷ゼロに向けた取り組み、木材原料をはじめとする原材料についての責任ある調達を続けてまいります。

当社グループは、これらの諸施策を通じて、革新的価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指してまいります。

＜ご参考＞ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、創業以来受け継いできた企業としての基本的な価値観および行動理念をもとに、「王子グループ企業行動憲章」を制定し、当社グループ全体で企業市民としての自覚と高い倫理観をもって企業活動を推進しております。今後も、多様なステークホルダーとの信頼関係を構築しながら、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、企業価値の向上と社会から信頼される会社を実現するため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の最重要課題の一つと位置付け、継続的に強化に努めてまいります。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は、インターネットの当社ホームページに掲載しております。<https://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>

(5) 企業集団の主要な事業内容

(2017年3月31日現在)

区 分	主要な事業内容
生活産業資材	段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業、家庭紙事業、紙おむつ事業
機能材	特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業
資源環境ビジネス	パルプ事業、エネルギー事業、木材事業
印刷情報メディア	新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業
その他	不動産、エンジニアリング、商事、物流他

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

(2017年3月31日現在)

① 当社

主要な拠点
本 社：東京都中央区
研 究 所：東京都江東区、兵庫県尼崎市 他

② 子会社

「(8)重要な子会社の状況」の表に記載しております。

(7) 企業集団の従業員の状況

(2017年3月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減
生活産業資材	17,308 名	1,739名増
機能材	4,615 名	84名増
資源環境ビジネス	7,259 名	54名増
印刷情報メディア	3,487 名	88名減
その他	2,723 名	2名減
合計	35,392 名	1,787名増

(8) 重要な子会社の状況

(2017年3月31日現在)

会社名	本社所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
		百万円	%	
日伯紙パルプ資源開発株式会社	東京都中央区	61,788	(55.5)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買
王子コンテナ株式会社	東京都中央区	10,000	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子タック株式会社	東京都中央区	1,550	(100)	紙・樹脂加工品、包装資材、粘着紙の製造、販売
王子パッケージング株式会社	東京都江戸川区	1,500	(100)	紙器、合成樹脂容器の製造、販売
王子物流株式会社	東京都中央区	1,434	100	倉庫業、トラック輸送、内航運送取扱
旭洋紙パルプ株式会社	東京都中央区	1,300	90.0	紙、合成樹脂、包装資材の売買
王子製袋株式会社	東京都中央区	1,299	(55.0)	重包装紙袋の製造、販売
王子コーンスターチ株式会社	東京都中央区	1,000	(60.0)	コーンスターチ、糖化製品の製造、販売
王子エンジニアリング株式会社	東京都中央区	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備、販売
王子不動産株式会社	東京都中央区	650	(100)	不動産の売買、仲介、賃貸借、管理
王子マテリア株式会社	東京都中央区	600	100	板紙（段ボール原紙、特殊板紙、白板紙）、包装用紙、パルプの製造、販売
王子ネピア株式会社	東京都中央区	350	100	衛生用紙、紙おむつの製造、販売
王子製紙株式会社	東京都中央区	350	100	新聞用紙、洋紙、パルプの製造、販売
王子エフテックス株式会社	東京都中央区	350	100	特殊印刷用紙、特殊機能紙、フィルム製品、特殊板紙の製造、販売
王子イメージングメディア株式会社	東京都中央区	350	100	感熱記録紙（紙、フィルム）、インクジェット用紙の製造、販売
王子グリーンリソース株式会社	東京都中央区	350	100	木材、パルプ、原燃料資材の売買、植林事業管理、エネルギー事業
森紙業株式会社	京都府京都市	310	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子木材緑化株式会社	東京都中央区	288	(100)	木材、製紙用原料の売買、緑化工事、造林請負
		百万ブラジル・レアル		
Oji Papéis Especiais Ltda.	ブラジル	409	(100)	感熱記録紙、ノーカーボン紙の製造、販売
		百万USドル		
Celulose Nipo-Brasileira S.A.	ブラジル	257	(55.5)	植林、パルプの製造、販売

会社名	本社所在地	資本金	当社の 議決権 比率	主要な事業内容
江蘇王子製紙有限公司	中国	百万USドル 911	% (90.0)	紙、パルプの製造、販売
KANZAN Spezialpapiere GmbH	ドイツ	百万ユーロ 25	(94.7)	感熱記録紙の製造、販売
GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.	マレーシア	百万マレーシア・リンギット 255	(75.0)	段ボール原紙、段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.	マレーシア	百万マレーシア・リンギット 18	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.	ニュージーランド	百万ニュージーランド・ドル 728	(60.0)	パルプ、板紙、段ボール製品、紙袋製品の製造、販売
Pan Pac Forest Products Ltd.	ニュージーランド	百万ニュージーランド・ドル 126	(100)	営林、植林、伐採、木材の販売、パルプ・木材製品の製造、販売
Oji Paper (Thailand) Ltd.	タイ	百万タイ・バーツ 1,340	(100)	ノーカーボン紙、感熱記録紙の製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc.	米国	百万USドル 34	(100)	感熱記録紙の製造、販売

- (注) 1. 王子製紙株式会社につきましては、事業規模等を勘案し、当期より重要な子会社として記載しました。
2. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社の議決率比率の()内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。
4. 当期末の連結子会社数は、上記に記載した重要な子会社を含め197社であります。なお、持分法適用会社は21社であります。
5. 当期末現在において、特定完全子会社はありません。

(9) 企業集団の資金調達状況

所要資金につきましては、金融機関からの借入およびコマーシャル・ペーパーの発行などにより調達しました。

(10) 企業集団の主要な借入先及び借入額

(2017年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	49,565百万円
株式会社みずほ銀行	47,290百万円
農林中央金庫	43,531百万円
日本生命保険相互会社	32,065百万円
三井住友信託銀行株式会社	25,064百万円

(注) 1. 上記のほか、シンジケートローンにより、211,827百万円を借り入れております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(11) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

当社は、経済成長著しい東南アジア・インド・オセアニア地域において、パッケージング事業の積極的な展開を図っており、当社子会社であるGS Paper & Packaging Sdn.Bhd. (当社75%出資) ならびにHPI Resources Bhd. (当社100%出資) は、2016年9月にマレーシアの段ボール製造販売会社Dazun Paper Industrial Company Sdn.Bhd.の発行済株式の100%を共同で取得しました。

(12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

① 利益配分に関する基本的な考え方

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本方針としております。

② 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況ならびに今後の事業環境等を総合的に勘案し、2017年3月31日を基準日として、1株につき5円とする予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき5円）とあわせまして、当期年間の配当金は、前期同様、1株につき10円となります。

(a) 配当財産の種類

金銭といたします。

(b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき5円 総額4,955,679,460円

(c) 剰余金の配当が効力を生じる日

2017年6月7日

<ご参考>

1株当たり配当金推移

(単位：円)



(13) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 当社の株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,014,381,817株
 (うち自己株式) (23,245,925株)

(注) 1. 2016年5月13日開催の取締役会において、自己株式50,000,000株を消却することを決議し、同年5月31日に当該株式を消却しております。これにより、発行済株式の総数は50,000,000株減少しました。
 2. 2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、同年8月2日開催の取締役会決議により、同年8月23日に同制度向けに自己株式1,215,000株を処分しております。

- (3) 株主数 63,837名
 (前期末比 3,213名減)

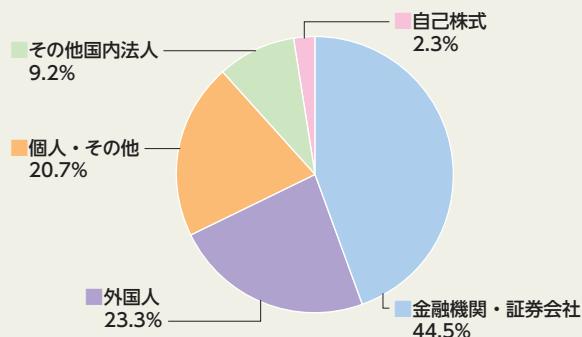
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	64,667千株	6.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	49,616千株	5.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	35,415千株	3.6%
株式会社三井住友銀行	31,668千株	3.2%
日本生命保険相互会社	25,658千株	2.6%
王子グループ従業員持株会	22,315千株	2.3%
株式会社みずほ銀行	21,636千株	2.2%
農林中央金庫	16,654千株	1.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	16,542千株	1.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	15,040千株	1.5%

(注) 1. 当社は、自己株式を23,245千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式(23,245千株)を控除して計算しております。
 3. 千株未満は切り捨てて表示しております。

<ご参考>

所有者別持株比率 (2017年3月31日現在)



3 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、重要な兼職の状況）

（2017年3月31日現在）

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長※	進 藤 清 貴	グループ共同CEO
代表取締役社長※	矢 嶋 進	グループ共同CEO
代表取締役副社長※	渡 良 司	産業資材カンパニープレジデント兼生活消費財カンパニープレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長、王子ネピア株式会社代表取締役会長兼務、王子コンテナ株式会社取締役、王子マテリア株式会社取締役、森紙業株式会社取締役
代表取締役副社長※	洲 上 一 雄	機能材カンパニープレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務、王子エフテックス株式会社取締役、王子イメージングメディア株式会社取締役
取締役※	島 村 元 明	コーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、王子ヒューマンサポート株式会社、王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理（上海）有限公司管掌
取締役※	青 山 秀 彦	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長兼務、王子物流株式会社管掌
取締役※	小 関 良 樹	イノベーション推進本部分掌、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務
取締役※	加 来 正 年	機能材カンパニーバイスプレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役、王子エフテックス株式会社代表取締役社長兼務
取締役※	木 坂 隆 一	機能材カンパニーバイスプレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役、王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長兼務、Oji Paper (Thailand) Ltd.取締役
取締役※	鎌 田 和 彦	資源環境ビジネスカンパニープレジデント、王子グリーンリソース株式会社取締役、王子木材緑化株式会社取締役、Pan Pac Forest Products Ltd.取締役会長
取締役※	磯 野 裕 之	コーポレートガバナンス本部副本部長、王子マネジメントオフィス株式会社専務取締役兼務、江蘇王子製紙有限公司董事、王子オセアニアマネジメント株式会社代表取締役会長、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.取締役会長
取締役	奈 良 道 博	弁護士、セイコーエプソン株式会社社外取締役、蝶理株式会社社外取締役、日本特殊塗料株式会社社外取締役
取締役	寺 坂 信 昭	
監査役	緒 方 元 一	(常勤) 王子コンテナ株式会社監査役、王子パッケージング株式会社監査役、王子製袋株式会社監査役、王子エンジニアリング株式会社監査役、王子不動産株式会社監査役、王子マテリア株式会社監査役、王子製紙株式会社監査役、森紙業株式会社監査役
監査役	福 井 聡	(常勤) 王子エフテックス株式会社監査役、王子イメージングメディア株式会社監査役、王子グリーンリソース株式会社監査役
監査役	桂 誠	
監査役	北 田 幹 直	弁護士、アスフル株式会社社外監査役、株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役、双日株式会社社外監査役
監査役	宮 崎 裕 子	弁護士、株式会社セブン銀行社外取締役

- (注) 1. 取締役 奈良道博、寺坂信昭は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 桂誠、北田幹直および宮崎裕子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、当社は、桂誠、北田幹直の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2016年6月29日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。
監査役（常勤） 緒方元一
監査役（常勤） 福井聡
4. 監査役 緒方元一は、当社入社以来財務経理部門を長く経験し、また当社子会社の財務経理部門の担当取締役も経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. ※印の取締役11名は、グループ経営委員を兼務します。
6. 2017年4月1日以降のグループ経営委員を兼務する取締役の担当は、次の「(2) グループ経営委員の状況」の表に記載のとおりです。
7. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(2) グループ経営委員の状況

(2017年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
会長グループ経営委員 ※	進 藤 清 貴	
社長グループ経営委員 ※	矢 嶋 進	グループCEO
副社長グループ経営委員 ※	渡 良 司	産業資材カンパニープレジデント兼生活消費財カンパニープレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長、王子ネピア株式会社代表取締役会長兼務
副社長グループ経営委員 ※	淵 上 一 雄	機能材カンパニープレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務
専務グループ経営委員 ※	青 山 秀 彦	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長兼務、王子物流株式会社管掌
常務グループ経営委員 ※	小 関 良 樹	産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社取締役副社長、王子マテリア株式会社代表取締役社長兼務、王子コンテナ株式会社分掌
常務グループ経営委員 ※	加 来 正 年	コーポレートガバナンス本部副本部長、イノベーション推進本部分掌、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員 ※	木 坂 隆 一	コーポレートガバナンス本部副本部長、王子マネジメントオフィス株式会社専務取締役兼務
常務グループ経営委員 ※	鎌 田 和 彦	資源環境ビジネスカンパニープレジデント
常務グループ経営委員 ※	磯 野 裕 之	王子オセアニアマネジメント株式会社代表取締役会長兼Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.取締役会長
専務グループ経営委員	中 西 康 夫	Oji Asia Packaging Sdn.Bhd.取締役社長
専務グループ経営委員	丸 山 純	王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役兼森紙業株式会社代表取締役社長
常務グループ経営委員	武 田 芳 明	コーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、王子ヒューマンサポート株式会社、王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理（上海）管掌
常務グループ経営委員	藤 原 省 二	機能材カンパニーバイスプレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役、王子エフテックス株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員	横 山 勝	イノベーション推進本部長
常務グループ経営委員	伏 野 裕	王子産業資材マネジメント株式会社常務取締役兼王子コンテナ株式会社代表取締役社長

地位	氏名	担当
グループ経営委員	鷲海雅宣	王子オセアニアマネジメント株式会社専務取締役兼Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd. 専務取締役
グループ経営委員	清水紀暁	生活消費財カンパニーバイスプレジデント、王子ネピア株式会社代表取締役社長兼務
グループ経営委員	藤澤信之	旭洋紙/パルプ株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	富田淳一	Oji Asia Management Sdn.Bhd.取締役社長
グループ経営委員	石田浩一	王子製紙株式会社専務取締役
グループ経営委員	伊林尚	株式会社王子機能材事業推進センター常務取締役兼王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	進藤富三雄	資源環境ビジネスカンパニーバイスプレジデント、王子グリーンリソース株式会社代表取締役社長兼務

(注) ※印のグループ経営委員10名は、取締役を兼務します。

(3) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	ストック・ オプション	合計
取締役	13名	316百万円	159百万円	122百万円	21百万円	619百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(30百万円)	(-)	(-)	(-)	(30百万円)
監査役	5名	91百万円	-	-	-	91百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(31百万円)	(-)	(-)	(-)	(31百万円)
合計	18名	407百万円	159百万円	122百万円	21百万円	711百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬等の限度額は年額700百万円であります。(2016年6月29日第92回定時株主総会決議)
2. 2016年6月29日開催の第92回定時株主総会の決議により、(注)1.とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対し業績連動型株式報酬制度を導入しております。同制度により当社が取締役(社外取締役を除く)に付与するポイント総数は、1事業年度当たり57万ポイントを上限としております。なお、同制度の導入により、ストック・オプションの新規付与を取りやめております。上記表のストック・オプションは、同制度導入前に付与したものであります。
3. 株主総会の決議による監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります。(2006年6月29日第82回定時株主総会決議)
4. 当期末現在の人員は取締役13名、監査役5名であります。
5. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

(2017年3月31日現在)

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	奈良道博	弁護士、セイコーエプソン株式会社社外取締役、蝶理株式会社社外取締役、日本特殊塗料株式会社社外取締役
社外監査役	北田幹直	弁護士、アスフル株式会社社外監査役、株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役、双日株式会社社外監査役
社外監査役	宮崎裕子	弁護士、株式会社セブン銀行社外取締役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
社外取締役	奈良道博	14回中13回 (92.9%)	—	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社外取締役	寺坂信昭	14回中14回 (100%)	—	行政における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています
社外監査役	桂誠	14回中14回 (100%)	14回中14回 (100%)	外交官としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	北田幹直	14回中13回 (92.9%)	14回中14回 (100%)	法曹界における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	宮崎裕子	14回中13回 (92.9%)	14回中14回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) 1. 2016年6月29日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり会計監査人が異動しました。

就任 PwCあらた監査法人

退任 新日本有限責任監査法人

2. PwCあらた監査法人は、2016年7月1日付で有限責任監査法人へ移行し、名称をPwCあらた有限責任監査法人に変更しております。

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	76百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	242百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人選定時における交渉経緯、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の実績等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する業務はありません。

(4) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、森紙業株式会社、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、江蘇王子製紙有限公司、KANZAN Spezialpapiere GmbH、GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.、Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.、Pan Pac Forest Products Ltd.、Oji Paper (Thailand) Ltd.、Kanzaki Specialty Papers Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	第93期 (2017年3月31日現在)	第92期(ご参考) (2016年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	579,698	584,033
現金及び預金	43,833	43,968
受取手形及び売掛金	292,780	285,954
有価証券	9,787	7,486
商品及び製品	93,973	98,145
仕掛品	18,215	18,921
原材料及び貯蔵品	78,992	80,109
繰延税金資産	10,926	14,439
短期貸付金	4,716	4,834
未収入金	17,417	22,302
その他	10,669	11,309
貸倒引当金	△1,613	△3,438
固定資産	1,338,429	1,350,887
(有形固定資産)	(1,087,657)	(1,137,477)
建物及び構築物	207,282	210,163
機械装置及び運搬具	373,646	414,754
工具、器具及び備品	5,368	5,591
土地	237,328	237,478
林地	115,563	119,049
植林立木	117,074	122,764
リース資産	3,113	2,696
建設仮勘定	28,280	24,977
(無形固定資産)	(21,673)	(23,004)
のれん	9,503	9,836
その他	12,169	13,167
(投資その他の資産)	(229,098)	(190,405)
投資有価証券	152,384	149,094
長期貸付金	5,485	5,337
長期前払費用	21,046	21,302
退職給付に係る資産	39,535	4,300
繰延税金資産	1,060	880
その他	11,304	11,111
貸倒引当金	△1,719	△1,620
資産合計	1,918,128	1,934,921

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科目	第93期 (2017年3月31日現在)	第92期(ご参考) (2016年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	527,742	516,079
支払手形及び買掛金	205,147	198,167
短期借入金	178,480	178,157
コマーシャル・ペーパー	2,000	27,000
1年内償還予定社債	40,000	20,020
未払金	17,528	16,260
未払費用	43,722	43,096
未払法人税等	9,385	7,354
その他	31,477	26,022
固定負債	615,638	687,925
社債	80,000	120,000
長期借入金	376,835	432,556
繰延税金負債	72,158	54,447
再評価に係る繰延税金負債	7,867	7,908
訴訟損失引当金	3,357	2,942
退職給付に係る負債	54,123	52,207
長期預り金	8,430	8,020
その他	12,866	9,843
負債合計	1,143,381	1,204,005
純資産の部		
株主資本	559,942	533,930
資本金	103,880	103,880
資本剰余金	112,455	112,857
利益剰余金	357,999	359,830
自己株式	△14,394	△42,638
その他の包括利益累計額	77,294	59,545
その他有価証券評価差額金	34,075	25,316
繰延ヘッジ損益	△729	△771
土地再評価差額金	5,921	5,463
為替換算調整勘定	33,164	41,369
退職給付に係る調整累計額	4,863	△11,833
新株予約権	266	260
非支配株主持分	137,244	137,179
純資産合計	774,747	730,915
負債・純資産合計	1,918,128	1,934,921

連結損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第93期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第92期（ご参考） (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
売上高	1,439,855	1,433,595
売上原価	1,105,121	1,101,584
売上総利益	334,733	332,011
販売費及び一般管理費	264,224	258,325
営業利益	70,508	73,685
営業外収益	10,397	14,267
受取利息及び配当金	4,454	4,603
持分法による投資利益	416	3,970
雑収入金	5,526	5,693
営業外費用	29,715	25,590
支払利息	7,470	9,885
為替差損	12,558	8,591
雑損失金	9,685	7,112
経常利益	51,190	62,362
特別利益	29,004	34,150
退職給付制度改定益	13,704	—
固定資産売却益	8,083	3,273
投資有価証券売却益	3,255	16,154
退職給付信託設定益	—	14,722
その他	3,960	—
特別損失	17,546	69,496
減損損失	7,986	61,569
特別退職金	3,153	833
事業構造改善費用	2,809	2,742
固定資産除却損	2,015	2,308
その他	1,581	2,041
税金等調整前当期純利益	62,648	27,016
法人税、住民税及び事業税	15,020	15,075
法人税等調整額	10,241	△4,031
当期純利益	37,386	15,972
非支配株主に帰属する当期純利益	824	714
親会社株主に帰属する当期純利益	36,562	15,257

計算書類

貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第93期 (2017年3月31日現在)	第92期(ご参考) (2016年3月31日現在)	科 目	第93期 (2017年3月31日現在)	第92期(ご参考) (2016年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	380,082	65,614	流動負債	335,202	278,570
現金及び預金	4,442	3,654	買掛金	23	21
営業未収入金	173	144	短期借入金	264,627	211,987
販売用不動産	14	14	コマーシャル・ペーパー	2,000	27,000
繰延税金資産	875	837	1年内償還予定の社債	40,000	20,000
短期貸付金	367,237	51,328	リース債務	0	0
未収入金	7,480	9,715	未払金	17,760	12,521
その他	199	258	未払費用	2,701	4,524
貸倒引当金	△340	△338	未払法人税等	1,456	511
固定資産	777,413	1,113,079	関係会社株式譲渡損失引当金	1,200	292
(有形固定資産)	(101,834)	(107,208)	債務保証損失引当金	—	34
建物	18,952	20,685	その他	5,432	1,677
構築物	368	627	固定負債	454,048	538,132
機械及び装置	596	327	社債	80,000	120,000
車両運搬具	0	0	長期借入金	360,776	407,767
工具、器具及び備品	868	855	リース債務	1	2
土地	42,885	45,872	繰延税金負債	3,459	345
林地	15,642	15,642	退職給付引当金	2,520	2,688
植林立木	22,328	22,577	長期預り金	4,875	5,116
リース資産	2	3	その他	2,415	2,211
建設仮勘定	190	616	負債合計	789,251	816,702
(無形固定資産)	(81)	(62)	純資産の部		
ソフトウェア	18	7	株主資本	341,783	342,206
その他	63	55	(資本金)	(103,880)	(103,880)
(投資その他の資産)	(675,497)	(1,005,808)	(資本剰余金)	(108,640)	(109,880)
投資有価証券	76,930	71,088	資本準備金	108,640	108,640
関係会社株式	518,212	519,979	その他資本剰余金	—	1,240
出資金	2	2	(利益剰余金)	(143,198)	(171,401)
関係会社出資金	5,804	6,360	利益準備金	24,646	24,646
長期貸付金	74,385	407,608	その他利益剰余金		
長期前払費用	1,128	1,584	固定資産圧縮積立金	15,833	17,791
その他	613	632	海外投資等損失準備金	36	293
貸倒引当金	△1,579	△1,448	別途積立金	101,729	101,729
資産合計	1,157,495	1,178,694	繰越利益剰余金	952	26,940
			(自己株式)	(△13,935)	(△42,957)
			評価・換算差額等	26,194	19,524
			その他有価証券評価差額金	26,591	19,999
			繰延ヘッジ損益	△397	△474
			新株予約権	266	260
			純資産合計	368,244	361,991
			負債・純資産合計	1,157,495	1,178,694

損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第93期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第92期(ご参考) (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
営業収益	27,741	30,436
営業費用		
一般管理費	15,465	14,801
その他	2,670	2,838
営業利益	9,605	12,796
営業外収益	8,174	9,081
受取利息及び配当金	6,360	7,234
ブランド維持収入	1,425	1,190
雑収入金	387	656
営業外費用	9,931	8,189
支払利息	5,007	5,901
為替差損	2,177	192
ブランド維持経費	1,527	1,483
雑損失金	1,220	611
経常利益	7,847	13,689
特別利益	10,602	3,106
固定資産売却益	7,727	2,549
投資有価証券売却益	2,874	556
特別損失	6,431	13,669
関係会社株式評価損	3,336	13,230
関係会社株式譲渡損失引当金繰入額	1,243	292
減損損失	1,111	20
その他	739	126
税引前当期純利益	12,018	3,126
法人税、住民税及び事業税	2,318	785
法人税等調整額	166	169
当期純利益	9,532	2,170

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

王子ホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 栄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天 野 祐一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

王子ホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 栄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天 野 祐 一 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社の主要事業所等において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告の一部であり、法令および定款の規定に基づき当社ホームページに掲載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視および検証いたしました。
 - ③ 上記②と同様に当社ホームページに掲載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2017年5月11日

王子ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤)	緒方元一	㊞
監査役(常勤)	福井聡	㊞
監査役	桂誠	㊞
監査役	北田幹直	㊞
監査役	宮崎裕子	㊞

(注) 監査役 桂 誠、北田 幹直、宮崎 裕子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
■ 定時株主総会	毎年6月	
■ 基準日	定時株主総会の議決権	毎年3月31日
	期末配当	毎年3月31日
	中間配当	毎年9月30日
■ 公告方法	電子公告 電子公告の当社ホームページアドレス https://www.ojiholdings.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告します。	
■ 単元株式数	1,000株	
■ 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関郵便物送付先	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)	
■ 配当金のお支払いについて	<p>第93期の期末配当金（1株につき5円）につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（2017年6月7日から2017年7月31日まで）内に、ゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局でお受け取りください。</p> <p>また、配当金の口座振込をご指定の方には「期末配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。</p> <p>なお、期末配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、「期末配当金計算書」を同封させていただいております。</p>	
■ 配当金のお受け取り方法について	<p>確実に配当金をお受け取りいただくために、振込みによる配当金のお受け取りをお勧めします。</p> <p>株券電子化により、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受け取りや、証券会社の口座でも配当金のお受け取りが可能となっております。</p> <p>詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。</p>	

■ **住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について**

- ▶ 証券会社でお取引をされている株主様
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
- ▶ 特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様
証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
なお、特別口座に記録されている株式は、特別口座のままでは市場で売買することはできませんので、証券会社の口座へ振り替えられることをお勧めします。

■ **未払配当金の支払いについて**

- ▶ 株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

■ **定時株主総会決議ご通知について**

- ▶ 当社では、第92回定時株主総会より、定時株主総会決議ご通知は下記の当社ホームページに掲載することによりお知らせすることといたしました。書面による発送はいたしませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

■ **マイナンバー制度について**

- ▶ 株式関係業務におけるマイナンバーの利用
市区町村から通知された株主様のマイナンバーは、法令に定められたとおり、配当金に関する支払調書、単元未満株式の買取請求等の株式の譲渡取引に関する支払調書等に記載し、税務署へ提出いたします。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。
- ▶ マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先
証券会社でお取引をされている株主様
株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。
特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（フリーダイヤル 0120-782-031）にお問い合わせください。

当社ホームページ

<https://www.ojiholdings.co.jp/>

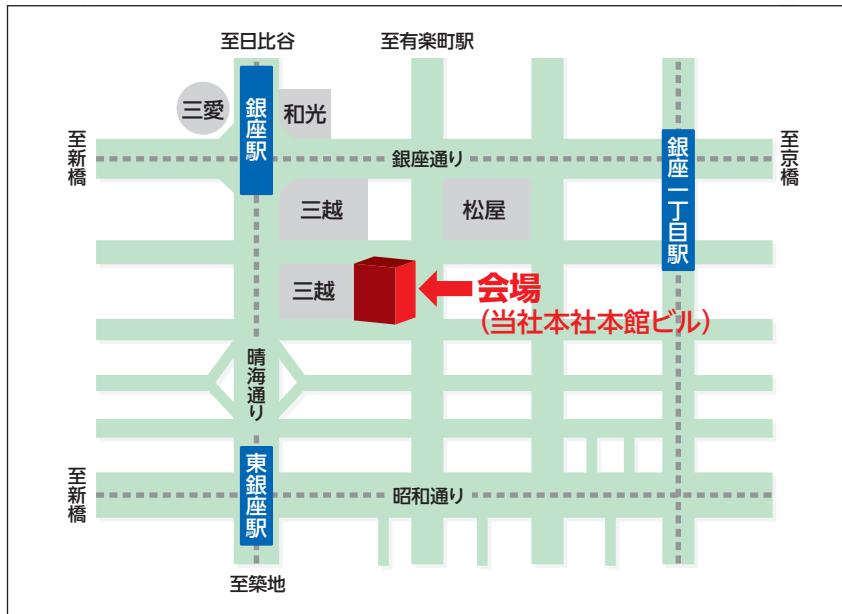
株主総会会場ご案内略図

会 場

当社本社本館ビル
東京都中央区銀座四丁目7番5号
電話 (03) 3563-1111 (代)

交 通 の
ご 案 内

JR **有楽町駅**
地下鉄 **銀座駅** (銀座線、丸ノ内線、日比谷線)
銀座一丁目駅 (有楽町線)
東銀座駅 (浅草線、日比谷線)



第93回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第93期

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

当社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結キャッシュ・フロー計算書（要約）
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

王子ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページ (<https://www.ojiholdings.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

当期末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

(2017年3月31日現在)

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の 保有者数	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類、数	新株予約権の 行使期間
王子製紙株式会社 第4回新株予約権 (取締役用)	2009年7月13日	取締役 (社外役員を除く) 2名	24個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 24,000株	2009年7月14日から 2029年6月30日まで
王子製紙株式会社 第5回新株予約権 (取締役用)	2010年7月16日	取締役 (社外役員を除く) 2名	30個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 30,000株	2010年7月17日から 2030年6月30日まで
王子製紙株式会社 第6回新株予約権 (取締役用)	2011年7月15日	取締役 (社外役員を除く) 2名	30個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 30,000株	2011年7月16日から 2031年6月30日まで
王子製紙株式会社 第7回新株予約権 (取締役用)	2012年7月17日	取締役 (社外役員を除く) 6名	103個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 103,000株	2012年7月18日から 2032年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権 (取締役用)	2013年7月16日	取締役 (社外役員を除く) 8名	158個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 158,000株	2013年7月17日から 2033年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第9回新株予約権 (取締役用)	2014年7月15日	取締役 (社外役員を除く) 8名	126個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 126,000株	2014年7月16日から 2034年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第10回新株予約権 (取締役用)	2015年7月14日	取締役 (社外役員を除く) 11名	199個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 199,000株	2015年7月15日から 2035年6月30日まで

- (注) 1. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
 2. 第4回から第7回までの新株予約権は、2012年10月1日付当社商号変更(旧商号 王子製紙株式会社)前に割当てられたものであります。
 3. 新株予約権の行使時の払込金額は、各回ともに1株当たり1円であります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めています。

- (1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、当社および当社子会社の取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束する。
 - ② 法令遵守の徹底を図るための部門を設け、法令遵守教育や内部通報制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努める。
 - ③ 反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応する。
 - ④ 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果をグループ規程に定める会議体に報告する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法令および文書の取扱いに関する当社の規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む）の保存、管理を行う。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとする。

- (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① グループ規程に定める会議体において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行う。
 - ② グループリスク管理の基本となる規程を制定することによってリスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行う。
 - ③ 内部監査部門は、リスク管理の状況を監査し、その結果をグループ規程に定める会議体に報告する。

- (4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① グループ全体の経営理念、経営基本方針、中期経営計画、年次総合計画を定めることにより、当社および当社子会社の取締役および使用人が共有すべき目標、課題を明確化する。
 - ② 当社および当社子会社の各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき担当業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、当社および当社子会社の取締役会に報告する。効率化を阻害する要因が見つかればこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備する。
 - ③ 当社および重要な当社子会社の使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。

- (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①グループ規程において、当社および当社子会社の役割ならびにグループガバナンス体制を明確に定める。
 - ②グループ規程においてグループ内承認・報告手続きを統一的に定め、グループ内での牽制を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役の職務を補助する部門を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置く。
 - ②監査役の職務を補助する部門は監査役会に直属するものとし、所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
 - ③監査役の職務を補助する部門の使用人は監査役の指揮命令に従う。
- (7) 当社および当社子会社の取締役、使用人および当社子会社の監査役またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制ならびに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①重要な業務執行に関する事項および著しい損害を及ぼすおそれのある事項は、グループ規程に定める会議体で審議または報告されることが規程で定められており、当該会議への出席や資料の閲覧等を通じて監査役に重要事項が報告される体制を確保する。
 - ②当社および当社子会社の取締役、使用人および当社子会社の監査役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告する。
 - ③内部監査、リスク管理、内部通報等のコンプライアンスの状況について、定期的に監査役に対して報告する。
 - ④内部通報制度において、当該報告したこと自体を理由に不利益を被らない体制を確保する。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役がその職務の執行に必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。
 - ②監査計画に基づいて監査役が必要とする費用の支出に対応するため、毎年、予算を設ける。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・王子グループの全ての役職員が守るべきルールを具体的に定めた「王子グループ企業行動憲章」「王子グループ行動規範」のポケット版を役職員に配布し、周知徹底を図っております。
- ・コンプライアンス部では、コンプライアンスに関する意識向上を目的として主に国内グループ会社向けに「コンプラニュース」を毎月、海外グループ会社向けに「グローバルコンプラニュース」を隔月、それぞれ作成・配信するとともに、随時、コンプライアンスや各種法令に関する社内研修会を実施しております。また、王子グループの従業員に対して、コンプライアンス意識調査アンケートを実施し、その結果を踏まえたアクションプランを作成し、改善に取り組んでおります。
- ・王子グループの各会社や部署にはコンプライアンス責任者、コンプライアンス推進リーダーが置かれ、各職場では、半期に1回以上、全員参加によるコンプライアンス会議が開催され、コンプライアンス意識の浸透と強化が図られております。
- ・「グループ贈収賄防止規程」を定め、教育・研修等を通じた意識向上・浸透活動によって、贈収賄に対する一層の防止体制強化、未然防止に努めております。
- ・社内と社外（弁護士事務所）の2ヵ所を通報窓口とし、法令違反と不正行為の未然防止、および早期発見による是正を目的とした「企業倫理ヘルプライン制度」を整備し、王子グループ全役職員から相談・通報を受け付けております。

(2) リスク管理に対する取組みの状況

- ・グループリスク管理基本規程において、リスクの種類に応じて、所管部門・管理支援部門を定め、リスク管理体制を明確にし、グループにかかわるリスクを網羅的・総括的に管理しております。
- ・グループ緊急時対応規程を定め、事業継続計画に基づいた訓練を定期的の実施し、危機対応体制の向上に努めております。
- ・内部監査部は、内部統制機能の有効性、財務報告の信頼性を確認するため、グループ会社におけるコンプライアンス、リスク管理、内部統制の状況について監査し、その結果をグループ経営会議で報告しております。

(3) 効率的な職務執行体制確保のための取組みの状況

- ・取締役会を14回開催し、グループ全体の方向を示す中期計画や法令、グループ規程に定められた重要な業務執行等に関する事項を審議、報告しております。
- ・重要事項等については、ホールディングス経営会議、グループ経営会議等での審議、報告を経て、取締役会において審議、報告されております。取締役会等での決定に基づく業務執行は、グループ経営委員やカンパニープレジデントが迅速に遂行しております。
- ・組織規程、グループ経営規程、職務権限規程においてそれぞれの組織権限や責任の明確化を定め、さらに、グループCEO決定規程、カンパニープレジデント承認規程等稟議に関する規程を定め、これらに基づき適正な運用を実施しております。

(4) 監査役監査の実効性確保のための取組みの状況

- ・監査役は常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名で、監査役会を14回開催しました。常勤監査役は、取締役会のほか、ホールディングス経営会議やグループ経営会議等にも出席し、業務執行の意思決定等を確認しております。社外監査役に対しては原則月2回開催の社外役

員説明会（社外取締役・常勤監査役も出席）を通じてホールディングス経営会議やグループ経営会議等の内容を報告しております。

- ・監査役は内部監査部、会計監査人等と定期的に会合を持ち、監査計画や監査結果等について情報を交換するなど連携を図るとともに、代表取締役、カンパニープレジデント等と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- ・会社は、監査役の職務を補助するため、他の部門から独立した監査役室を設置して専任の従業員を配置しております。また、監査役会の作成した監査計画に基づいて予算を設け、監査に必要な費用を負担しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記(1)のとおり定めております。

また、2014年6月27日開催の第90回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を当該定時株主総会終結から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記(3)に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続しております。

注1. 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1. の(i) の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii) 特定株主グループが、注1. の(ii) の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社グループの事業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考え

ます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためのものであることから、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

「企業価値向上への取り組み」

当社グループは、「革新的価値の創造」、「未来と世界への貢献」、「環境・社会との共生」を経営理念とし、「領域をこえ 未来へ」向かって、中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

この経営理念の下、「海外事業の拡大」、「国内事業の集中・進化」、「財務基盤の強化」をグループ経営戦略の基本方針に据え、下記の経営目標を掲げております。

2018年度経営目標	
連結営業利益	有利子負債残高
1,000億円	7,000億円

これを実現するため、具体的には以下の取り組みを行っております。

(a) 生活産業資材

・産業資材（段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業）

海外では、東南アジア・インド・オセアニアを中心に事業拡大を進めております。2016年9月にはマレーシアの段ボール製造販売会社であるDazun Paper Industrial Company Sdn. Bhd.の買収を完了しました。また、ミャンマーで2番目となる工場では段ボール、軟包装および紙コップ事業の準備を進めており、2017年中に営業運転を開始する予定です。オーストラリアにおいても、2017年10月の営業運転開始に向けて、段ボール工場の新設を進めております。今後も東南アジア等を中心に拠点を拡大していくとともに、東南アジア・インド・オセアニア地域全体の連携を深めて製造・販売ネットワークを活性化し、収益力を強化してまいります。

国内では、素材・加工一体型ビジネスをさらに推進するとともに、M&Aによる段ボール加工の事業拡大、生産性向上・競争力強化施策による全事業分野の基盤強化を推し進め、No.1総合パッケージングメーカーを目指してまいります。

また、中越パルプ工業株式会社との資本・業務提携施策として推し進めてきた製袋事業の協業に関して、2016年5月に中間持株会社であるO&Cペーパーバッグホールディングス株式会社を設立しました。生産体制の合理化等によって国内の事業基盤を盤石なものとしたうえで、海外において両社の既存拠点を基点として事業拡大を積極的に進め、製袋事業を成長させてまいります。さらに、安定した需要が期待できる高級白板紙の生産合弁会社として設立したO&Cアイボリーボード株式会社では、2017年8月の営業生産開始に向けて準備を鋭意進めております。

・生活消費財（家庭紙事業、紙おむつ事業）

家庭紙事業では、森林認証を取得した環境配慮型商品や「鼻セレブ」に代表される高品質商品をはじめとした商品展開により、一層の「ネピア」ブランドの価値向上を目指してまいります。また、三菱製紙株式会社と合弁でエム・ピー・エム・王子ホームプロダクツ株式会社を設立し、三菱製紙八戸工場構内で家庭紙の製造事業を行うことについて、2017年4月に合意しました。東北地区で初めてとなる家庭紙事業の拠点獲得による物流コスト削減等を通じた家庭紙事業の競争力強化を進めるとともに、今後も安定した需要が期待される家庭紙事業の拡大を進めてまいります。紙おむつ事業の子供用分野では、国内外の統一ブランドとして展開する「Genki!（ゲンキ!）」に加え、「Whito（ホワイト）」を新たに発売しました。「Whito」は、テープ型からパンツ型まで揃えた、王子史上最高品質のブランドです。紙おむつ吸収体の表面にプレスした溝が、「吸収性」、「通気性」、「フィット性」の3性能を飛躍的に向上させる独自技術で、業界初となる「3時間用（こまめにおむつを替える時の短時間用）」と「12時間用（お出かけ時や睡眠時などの長時間用）」を開発し、用途によって使い分ける新習慣を提案します。2017年2月にベビー専門店のアカチャンホンポで先行販売を開始したところ、早くもリピート購入いただくなど販売は順調に伸長しております。今秋には全国一斉に展開し、品質志向の高い顧客をターゲットに高価格市場を開拓してまいります。また、国内では2016年にはテープ型、パンツ型ともに加工機を増設することで供給能力も拡大しました。中国をはじめとする海外への日本からの輸出も一層の強化を図ってまいります。海外ではマレーシア2拠点での製造販売、インドネシアの合弁会社における販売を実施しており、インドネシアでの製造開始も予定しております。大人用の「ネピアテnder」においても、介護現場が抱える課題を解決する商品の開発を続けてまいります。

(b)機能材（特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業）

東南アジアでの機能材事業は、感熱紙・粘着紙などの川上事業を中心に展開してまいりましたが、2016年5月にマレーシアで印刷・加工製品を製造販売するHyper-Region Labels Sdn. Bhd. およびその関連会社の株式の60%を取得し、川中・川下事業にも参入しました。さらに、マレーシアで感熱紙・ノーカーボン紙等の製造販売を行うTele Paper (M) Sdn. Bhd. の株式取得も進めております。これらの拠点を基点として川中・川下事業を拡大していくことにより、エンドユーザーのニーズを適時適確に把握し、川上・川中・川下事業が一体となって新規事業開拓や新製品開発を強化してまいります。ミャンマーではウイスキーラベルへの展開や食品・飲料および生活消費財メーカー向けフィルム等の軟包装事業の準備を進めており、2017年中に営業生産を開始する予定です。また、ブラジルでは南米での感熱紙の旺盛な需要に対応するため、Oji Papéis Especiais Ltda. における約10%の生産能力増強を進めております。今後も、さらなる海外事業の拡大に取り組んでまいります。

国内については、生産体制再構築を進めて競争力を高めるとともに、光拡散部材や熱可塑性複合繊維等の脱「紙」製品の開発、EV・HEV用コンデンサフィルムや光学機能性フィルム等の新たな付加価値の創造に基づく既存製品の高度化により、新たな事業領域への展開を進めてま

います。

(c) 資源環境ビジネス（パルプ事業、エネルギー事業、木材事業）

パルプ事業では、パルプ市況の変動に耐え得る事業基盤を構築するため、主要拠点にて戦略的収益対策を実施しております。2014年に買収したニュージーランドのOji Fibre Solutions (NZ) Ltd. では、当社グループのノウハウや操業管理手法等を導入・活用し、操業の安定化および効率化対策に取り組み、ブラジルのCelulose Nipo-Brasileira S.A. では製造設備の最新鋭化等による継続的な収益対策を進めております。また、江蘇王子製紙有限公司では2017年末稼働予定のドライパルプマシン増設を進めております。その他、2014年に稼働した溶解パルプ製造設備ではレーヨン用途向け製品の生産に加えて、食料添加剤・医療品材料等の高付加価値品の開発も鋭意進めております。

新規ビジネスについても展開を加速させております。電力事業については、2015年度までに3基のバイオマス発電設備を稼働させ、水力発電設備の更新工事、電力小売り事業等を行っております。水力発電については、更新を計画した15カ所のうち、これまでに10カ所で工事が完了しました。また、三菱製紙株式会社と共同で、同社八戸工場構内に設備を設置し、2019年にバイオマス発電事業を開始する予定です。電力事業の拡大とともに、未利用の国内木材資源を活用した燃料用チップの生産設備の増強やインドネシアでのパーム椰子殻の調達拡大を進めるなど、エネルギー事業向け燃料事業の拡大も進めてまいります。

木材事業では、近年、インドネシア・ミャンマーで木材加工工場を稼働させ、ニュージーランドでも製材工場のリニューアルを行うなどアジア・オセアニア地域を中心に生産能力の増強に取り組んでおります。

また、中国・インドネシア・ベトナムの販売会社を通じてパルプ、燃料、木材加工事業等の幅広い分野で商社機能の強化を推し進めております。

(d) 印刷情報メディア（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

事業環境を見極めつつ、適宜、生産体制再構築を実施しており、王子製紙株式会社では2016年の富岡工場7号抄紙機の停止に続き、2017年にも春日井工場4号抄紙機を停止します。需要に即した最適生産体制の構築等を通じてコスト構造を継続的に見直し、国際競争力の強化を進めるとともにキャッシュ・フローの増大を図ってまいります。

また、江蘇王子製紙有限公司では、中国では数少ない紙パルプ一貫生産体制の強みを最大限に生かしコストダウンを進めた結果、紙事業は2016年度通期で営業利益黒字化を達成しました。また、2016年度下期においては紙事業とパルプ事業を合わせた同社全体でも営業利益の黒字化を達成しております。2017年末稼働予定のドライパルプマシンの増設を進めるパルプ事業との両輪でさらなる競争力強化を図り、紙事業・パルプ事業ともに営業利益の黒字安定化を目指してまいります。

(e) 研究開発の強化

次世代素材として幅広い産業に应用が期待されているセルロースナノファイバー（CNF）をはじめとして、水処理技術等、グループ内の関連部門と連携を密にとりながらイノベーション推進本部を中心に機動的かつ効率的な研究開発活動を実施し、革新的価値創造に取り組んでおります。特にCNFについて、2016年12月に当社独自技術であるリン酸エステル化CNFスラリーの製造実証プラントが稼働し、さらに、当社しか実現していない透明連続シート生産の設備を2017年度後半に世界に先駆けて導入します。これらの設備導入により、製造エネルギー低減効果の検証や量産技術の確立に取り組むとともに、実用化段階のユーザーに対するサンプル提供規模

を拡大し、2017年5月に提供を開始したCNF増粘剤「アウロ・ヴィスコ」をはじめ、CNF透明シート「アウロ・ヴェール」、自由に成形加工可能なCNF透明シート「アウロ・ヴェール3D」など新たな可能性を創造し、幅広い用途へ応用展開していくことでCNFの市場活性化に貢献してまいります。

また、薬用植物「甘草（かんぞう）」の栽培研究によって、第17改正日本薬局方に定める薬効成分含量を満たす短期栽培技術を日本で初めて開発しました。この当社栽培の「甘草」は株式会社アルビオンの化粧品原料として実用化される見通しがついております。今後、漢方薬等の医薬品原料としての販売を目指すとともに、医薬部外品や甘味料等の原料化も視野に、新規ビジネスの柱の一つとして注力してまいります。

(f) 環境経営

民間企業で国内最大の森林保有者である当社グループは、環境経営の推進を掲げ、環境と調和した企業活動を展開しております。持続可能な森林経営を推進すると同時に、環境負荷ゼロに向けた取り組み、木材原料をはじめとする原材料についての責任ある調達を続けてまいります。

当社グループは、これらの諸施策を通じて、革新的価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

① 本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

② 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し

ていただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適當であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i) 大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii) 対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益

を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないとする取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かおよび発動を停止するかの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断に当たっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものといたします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名および略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

④ 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑤大規模買付ルールの有効期限

2014年6月27日開催の第90回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

(4)本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

以下の理由により、本方針は、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実

上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主総会において、議案としてお諮りしております。株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(別紙1)

大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
 - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
 - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名及び略歴

現在の特別委員会の委員は、以下の3名です。

奈良 道博 (なら みちひろ)

略歴

1946年5月17日生まれ
1974年4月 弁護士登録
2014年6月 当社取締役
現在に至る。

※奈良道博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

桂 誠 (かつら まこと)

略歴

1948年2月3日生まれ
1971年4月 外務省入省
2004年7月 ラオス駐箚特命全権大使
2007年8月 フィリピン駐箚特命全権大使
2011年5月 退官
2013年6月 当社監査役
現在に至る。

※桂誠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

北田 幹直 (きただ みきなお)

略歴

1952年1月29日生まれ
1976年4月 検事任官
2012年1月 大阪高等検察庁検事長
2014年1月 退官
2014年3月 弁護士登録
2014年6月 当社監査役
現在に至る。

※北田幹直氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

連結株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	103,880	112,857	359,830	△42,638	533,930
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△9,905		△9,905
親会社株主に帰属する 当期純利益			36,562		36,562
自己株式の取得				△591	△591
自己株式の処分		△155		719	564
自己株式の消却		△28,116		28,116	—
持分変動に伴う 自己株式の増減				△0	△0
連結範囲の変動			△980		△980
利益剰余金から 資本剰余金への振替		27,049	△27,049		—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		819			819
土地再評価差額金の取崩			△457		△457
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△402	△1,831	28,244	26,011
当 期 末 残 高	103,880	112,455	357,999	△14,394	559,942

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	25,316	△771	5,463	41,369	△11,833	59,545	260	137,179	730,915
連結会計年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当									△9,905
親会社株主に帰属する 当期純利益									36,562
自己株式の取得									△591
自己株式の処分									564
自己株式の消却									—
持分変動に伴う 自己株式の増減									△0
連結範囲の変動									△980
利益剰余金から 資本剰余金への振替									—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									819
土地再評価差額金の取崩									△457
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	8,758	41	457	△8,205	16,696	17,749	5	65	17,819
連結会計年度中の変動額合計	8,758	41	457	△8,205	16,696	17,749	5	65	43,831
当 期 末 残 高	34,075	△729	5,921	33,164	4,863	77,294	266	137,244	774,747

<ご参考> 連結キャッシュ・フロー計算書（要約）

単位：百万円(単位未満切り捨て)

	第93期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第92期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	157,406	128,051
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,247	△43,328
財務活動によるキャッシュ・フロー	△114,468	△89,762
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,010	△4,513
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,679	△9,553
現金及び現金同等物の期首残高	47,643	57,129
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	60	68
株式移転に伴う現金及び現金同等物の増加額	522	—
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,445	—
現金及び現金同等物の期末残高	51,352	47,643

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………197社（前連結会計年度末 176社）

主要な会社名：王子コンテナ(株)、王子マテリア(株)、森紙業(株)、王子ネピア(株)、王子エフテックス(株)、王子イメージングメディア(株)、王子グリーンリソース(株)、王子製紙(株)、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、Pan Pac Forest Products Ltd.、江蘇王子製紙有限公司、Oji Fibre Solutions(NZ) Ltd.

なお、当連結会計年度より25社を新たに連結の範囲に加えています。その要因は重要性の増加13社、株式移転による連結子会社化6社、新規設立3社、取得3社です。また4社を連結の範囲から除外しています。その要因は売却2社等です。

(2) 非連結子会社の数……………106社

主要な会社名：(株)苫小牧エネルギー公社、(株)DHC銀座

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数……………21社（前連結会計年度末 20社）

主要な会社名：中越パルプ工業(株)、国際紙パルプ商事(株)、(株)ユポ・コーポレーション

なお、当連結会計年度より1社を新たに持分法適用の範囲に加えています。

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社……………106社

関連会社…………… 50社

主要な会社名：(株)苫小牧エネルギー公社、(株)DHC銀座

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、江蘇王子製紙有限公司、Oji Oceania Management (NZ) Ltd.、Oji Fibre Solutions(NZ) Ltd.他87社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。一部の連結子会社は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。東北中部紙工(株)の決算日は6月30日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに一部の連結子会社については定額法）

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 訴訟損失引当金

ブラジル国内の連結子会社において、税務当局との間でIR（法人税）、CS（社会負担金）、ICMS（商品流通サービス税）、PIS/COFINS（社会統合計画／社会保険融資負担金）等の税務関連訴訟、INSS社会保険料及び各種租税公課訴訟、複数の労務関連訴訟や民事関連訴訟があり、これらの訴訟に対する損失に備えるため、計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす場合は一体処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
先物為替予約	外貨建金銭債権債務
通貨オプション	外貨建金銭債権
金利通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金及び貸付金
商品スワップ	電力及び重油

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク、金利変動リスク及び原材料の価格変動リスクをヘッジすることとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしています。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

なお、退職給付に係る負債の計上基準は、以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～20年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～20年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

④ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っています。金額が僅少な
ものについては発生年度に全額償却しています。

5. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却
方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 2016年6月17日)を当連結会計年
度から適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を
定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による連結計算書類への影響は軽微です。

6. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月
28日)を当連結会計年度から適用しています。

(役員向け株式交付信託に関する会計処理について)

(1)取引の概要

当社は、2016年5月13日開催の取締役会及び2016年6月29日開催の第92回定時株主総会にお
いて、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたし
ました。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株
価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、
当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識をより高めることを目的として
います。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)
が当社株式を取得し、業績・財務指標等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイン
トの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連
動型の株式報酬制度です。

(2)信託に残存する自社の株式

役員向け株式交付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を
交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じ、当
社と役員向け株式交付信託は一体であるとする総額法による会計処理を行っています。これ
により、役員向け株式交付信託が所有する当社株式については、役員向け株式交付信託におけ
る帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、連結貸借対照表において純資産の部に「自己
株式」として表示しています。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において524百万円、1,215,000株
です。

(退職給付に係る会計処理の方法)

退職金制度として確定給付企業年金制度を採用している連結子会社のうち、一部の連結子会社において、退職金制度の改定を行い、給付水準の見直しとともに、2017年3月21日より現役従業員の企業年金制度を確定給付年金から確定拠出年金へ全額移行しました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しています。本移行に伴う損益は、退職給付制度改定益として、特別利益に13,704百万円を計上しています。

7. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「特別退職金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「特別退職金」は833百万円であります。

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「固定資産除却損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は2,308百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	2,462百万円
受取手形及び売掛金	3,189百万円
商品及び製品	1,361百万円
短期貸付金	2,583百万円
建物及び構築物	13,027百万円
機械装置及び運搬具	10,208百万円
土地	13,826百万円
植林立木	16,684百万円
投資有価証券	809百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	614百万円
その他	5,174百万円
計	<u>69,942百万円</u>

短期貸付金のうち連結子会社に対する貸付金2,583百万円及び投資有価証券のうち連結子会社株式332百万円、並びに長期貸付金のうち連結子会社に対する貸付金614百万円は、連結貸借対照表上、相殺消去しています。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	5,095百万円
長期借入金	3,537百万円
支払手形及び買掛金	446百万円
計	<u>9,080百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,472,656百万円
(減損損失累計額を含む)

3. 保証債務

フォレスト・コーポレーション東京支店	6,088百万円
PT. Korintiga Hutani	4,892百万円
その他	805百万円
計	<u>11,785百万円</u>

4. 税務訴訟等

ブラジル国内の連結子会社において、税務当局との間でIR（法人税）、CS（社会負担金）、ICMS（商品流通サービス税）、PIS/COFINS（社会統合計画/社会保険融資負担金）等の税務関連訴訟、INSS社会保険料及び各種租税公課訴訟、複数の労務関連訴訟や民事関連訴訟があり、これらの訴訟に対する損失に備えるため、訴訟損失引当金を計上していますが、外部法律専門家の意見に基づいて、個別案件ごとに発生リスクを検討した結果、係争になっているものの発生する可能性が高くないと判断し、引当金を計上していないものは、当連結会計年度末で、税務関連26,766千米ドル、労務関連15,749千米ドル及び5,052千リアルです。

5. 受取手形割引高	14,443百万円
受取手形裏書譲渡高	321百万円

6. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

- ・再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づいて算出
- ・再評価を行った年月日……2002年3月31日

連結損益計算書に関する注記

1. 退職給付制度改定益

退職金制度として確定給付企業年金制度を採用している連結子会社のうち、一部の連結子会社において、退職金制度の改定を行い、給付水準の見直しとともに、現役従業員の企業年金制度を確定給付年金から確定拠出年金へ全額移行したことに伴う利益です。

2. 減損損失

主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しています。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
北海道 江別市	事業用資産	機械装置	3,048

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている事業所や土地の時価の下落が著しい遊休資産等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に7,998百万円計上しています。

その内訳は、建物及び構築物819百万円、機械装置及び運搬具4,178百万円、土地1,094百万円、植林立木1,328百万円、その他577百万円です。なお、このうち11百万円は、特別損失の事業構造改善費用に含めて計上しています。

北海道江別市の資産については、収益の低迷等により投資額の回収が困難と見込まれることから、使用価値を回収可能価額として減損損失を計上しています。

回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定基準に基づき評価しています。また回収可能価額が使用価値の場合は、将来キャッシュ・フローを4.30～9.00%で割引いて算定しています。

3. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、海外での生産体制見直しに伴う損失見込額、国内での一部事業からの撤退に伴う損失見込額その他です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式

1,014,381,817株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数

普通株式

25,843,510株

(注) 当連結会計年度末の自己株式の普通株式の株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が1,215,000株含まれています。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年5月27日 取締役会	普通 株式	4,950	5.0	2016年3月31日	2016年6月7日
2016年11月7日 取締役会	普通 株式	4,955	5.0	2016年9月30日	2016年12月1日

(注) 2016年11月7日取締役会決議の配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年5月12日 取締役会	普通 株式	4,955	利益 剰余金	5.0	2017年3月31日	2017年6月7日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれています。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

785,000株

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

644円62銭

2. 1株当たり当期純利益

36円99銭

(期中平均株式数により算出しています。)

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を預金等安全性の高い金融商品で運用することに限定しており、投機的な運用は行わない方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、各営業部門が主要取引先の状況を、適宜、モニタリングし、状況に応じて信用調査等を行うことにより、軽減を図っています。

投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、適宜、保有状況を見直しています。

借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の長期借入金の一部は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払金利を固定化することにより、リスクヘッジを図っています。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務や借入金等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ等を目的とした金利スワップ取引、並びに購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であり、デリバティブ管理基準に基づき取引を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	43,833	43,833	—
(2) 受取手形及び売掛金	292,780		
(3) 短期貸付金	4,716		
貸倒引当金(*1)	△1,596		
	295,900	295,900	—
(4) 長期貸付金	5,485		
貸倒引当金(*2)	△1,632		
	3,852	3,858	6
(5) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	8,901	8,914	12
② 関連会社株式	15,222	7,758	△7,463
③ その他有価証券	98,616	98,616	—
資産計	466,327	458,882	△7,445
(1) 支払手形及び買掛金	205,147	205,147	—
(2) 短期借入金	121,748	121,748	—
(3) コマーシャル・ペーパー	2,000	2,000	—
(4) 社債	120,000	121,084	1,084
(5) 長期借入金	433,567	438,755	5,187
負債計	882,462	888,734	6,271
デリバティブ取引(*3)	(268)	(268)	—

(*1) 受取手形及び売掛金、並びに短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格等によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額56,731百万円）は、(5) 長期借入金に含めています。

(4) 社債

当社が発行する社債の時価は、市場価格（公社債店頭売買参考統計値）に基づき算定しています。また、1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額40,000百万円）も含めています。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理、または金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）の対象とされており（下記 デリバティブ取引 参照）、当該金利スワップ、及び金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入金を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額56,731百万円）も含めています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定する方法によっています。金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(5) 長期借入金 参照）。

(注2) 非上場株式及び出資金等（連結貸借対照表計上額41,426百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産に関する注記」は、連結決算上、重要性が乏しいため、記載を省略します。

株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本														
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 資 合 計	主 本 計	
		資 本 準 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金								利 益 剰 余 金 計
							固 定 資 産 圧 縮 立 金	定 産 縮 小 金	海 外 投 資 損 失 準 備	外 等 失 金	別 途 積 立 金				
当 期 首 残 高	103,880	108,640	1,240	109,880	24,646	17,791	293	101,729	26,940	171,401	△42,957	342,206			
当 期 変 動 額															
固 定 資 産 圧 縮 立 金 の 取 崩						△1,958			1,958	—		—			
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 取 崩							△256		256	—		—			
剰 余 金 の 配 当									△9,905	△9,905		△9,905			
当 期 純 利 益									9,532	9,532		9,532			
自 己 株 式 の 取 得										—	△591	△591			
自 己 株 式 の 処 分			△193	△193						—	736	542			
自 己 株 式 の 消 却			△28,876	△28,876						—	28,876	—			
利 益 剰 余 金 から 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			27,830	27,830					△27,830	△27,830		—			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)										—		—			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,240	△1,240	—	△1,958	△256	—	△25,988	△28,203	29,021	△422			
当 期 末 残 高	103,880	108,640	—	108,640	24,646	15,833	36	101,729	952	143,198	△13,935	341,783			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 上 延 誤 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	19,999	△474	19,524	260	361,991
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 立 金 の 取 崩					—
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 取 崩					—
剰 余 金 の 配 当					△9,905
当 期 純 利 益					9,532
自 己 株 式 の 取 得					△591
自 己 株 式 の 処 分					542
自 己 株 式 の 消 却					—
利 益 剰 余 金 から 資 本 剰 余 金 へ の 振 替					—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	6,592	77	6,669	5	6,675
当 期 変 動 額 合 計	6,592	77	6,669	5	6,253
当 期 末 残 高	26,591	△397	26,194	266	368,244

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	……………償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	……………移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	……………定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
無形固定資産	……………定額法
リース資産	……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産はありません。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	……………当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
関係会社株式譲渡損失引当金	……………関係会社株式の譲渡に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
債務保証損失引当金	……………債務保証等による損失に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
退職給付引当金	……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しています。

4. ヘッジ会計の方法 ……特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理 ……退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

消費税等の会計処理 ……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

連結納税制度の適用 ……連結納税制度を適用しています。

6. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 2016年6月17日）を当事業年度から適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による計算書類への影響は軽微です。

7. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日）を当事業年度から適用しています。

(役員向け株式交付信託に関する会計処理について)

役員向け株式交付信託に関する会計処理については、連結注記表「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

8. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において「営業外損失」の「その他」に含めていた「為替差損」については、重要性が増したため、当事業年度は独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「為替差損」は192百万円であります。

前事業年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「減損損失」については、重要性が増したため、当事業年度は独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「減損損失」は20百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

林地	159百万円
植林立木	296百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	614百万円
計	<u>1,071百万円</u>

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	1,950百万円
--------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

51,784百万円 (減損損失累計額を含む)

3. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	374,083百万円
関係会社に対する長期金銭債権	74,451百万円
関係会社に対する短期金銭債務	172,322百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4百万円

4. 保証債務等

江蘇王子製紙有限公司	23,514百万円
PT. Korintiga Hutani	4,892百万円
その他	7,426百万円
計	<u>35,833百万円</u>

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	27,330百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	14,873百万円
うち関係会社からの受取配当収入	8,381百万円
その他	4,075百万円
関係会社に対する営業費用	11,573百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	7,619百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	24,460,925株
------	-------------

(注) 当事業年度末の自己株式の普通株式の株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が1,215,000株含まれています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

分割に伴う子会社株式	15,095	百万円
投資有価証券	8,201	
退職給付引当金	771	
貸倒引当金	587	
繰越欠損金	537	
関連会社株式譲渡損失引当金	370	
繰延ヘッジ損益	175	
その他	1,617	
繰延税金資産小計	27,357	
評価性引当額	△11,068	
繰延税金資産合計	16,288	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△11,573	百万円
固定資産圧縮積立金	△6,989	
その他	△310	
繰延税金負債合計	△18,873	
繰延税金負債の純額	△2,584	百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、研究機器、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (注5)	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
連結 子会社	王子マテリア ㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	—	—	短期 貸付金	68,318
					資金借入 (借入増) (注1)	12,009	短期 借入金	16,886
					経営指導料 (注2)	4,427	—	—
連結 子会社	森紙業㈱	間接： 100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係	資金借入 (借入増) (注1)	900	短期 借入金	14,700
連結 子会社	王子イメージ ングメディア ㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	—	—	短期 貸付金	16,900
					資金借入 (借入減) (注1)	△773	短期 借入金	10,763
					経営指導料 (注2)	484	—	—
連結 子会社	王子エフテッ クス㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減) (注1)	△6,648	短期 貸付金	16,550
					資金借入 (借入減) (注1)	△1,031	—	—
連結 子会社	王子グリーン リソース㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減) (注1)	△3,971	短期 貸付金	24,334
連結 子会社	王子製紙㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	—	—	短期 貸付金	153,000
					—	—	長期 貸付金	46,224
					資金借入 (借入増) (注1)	16,933	短期 借入金	54,152
					経営指導料 (注2)	4,595	—	—
受取利息	2,101	—	—					
連結 子会社	王子不動産㈱	間接： 100.0%	当社役員が 兼任	当社の保有する 資産の活用 資金貸借関係	—	—	短期 貸付金	15,296
					資金借入 (借入増) (注1)	2,077	短期 借入金	5,236
連結 子会社	王子マネジメ ントオフィス ㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係 間接業務の委託	人件費 (注4)	4,111	—	—
					業務委託料 (注3)	3,058	—	—
連結 子会社	Oji Oceania Management (NZ) Limited	間接： 100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係	—	—	長期 貸付金	21,285

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注1 資金の貸付金及び借入金にかかる利息については、市場金利を勘案して合理的に貸付金及び借入金の利率を決定しています。なお、無担保での運用です。
- 注2 経営指導料については、経営及び業務支援の対価として請求しています。
- 注3 業務委託料については、業務支援の対価として支払っています。
- 注4 王子マネジメントオフィス(株)からの受入出向者にかかる人件費の支払額です。
- 注5 取引金額には消費税及び地方消費税を含めておりません。期末残高には消費税及び地方消費税を含めております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 371円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 9円63銭 |

(期中平均株式数により算出しています。)

連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。